

第2次荒尾市環境基本計画



平成28年3月
荒尾市

はじめに

本市では、平成18年3月に「荒尾市環境基本計画」を荒尾市環境基本条例に基づき策定いたしました。その後、この計画に掲げる望ましい環境像「自然と調和し、環境共生型・循環型社会の構築」の実現に向けて、良好な環境の保全と創造のための施策を推進してまいりました。

第1次荒尾市環境基本計画の策定から10年が経過しましたが、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、従来型の公害問題に加え、地球温暖化防止や生物多様性の保全など、新たに取り組むべき課題が生じております。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの想像を絶する未曾有の被害をもたらしました。特に、この震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散などの問題や、相次ぐ原子力発電所の運転停止による電力需給の問題を誘発し、私たちの暮らしとエネルギーのあり方について問題提起しました。

従来の利便性を優先した生活や社会構造を見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成がこれまで以上に求められており、私たち一人ひとりの取組と社会全体の取組が不可欠です。

このような背景のもと、地球温暖化問題をはじめ、本市の豊かな自然環境、特に、世界文化遺産に登録された万田坑と専用鉄道敷跡及びラムサール条約湿地である荒尾干潟の保全、生活環境などの幅広い環境を保全するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次荒尾市環境基本計画を策定いたしました。

この計画に基づき、より住みよい荒尾市とするために今できることはすぐに、市民や事業者の皆様とともに一丸となって取り組み、着実に推進してまいります。なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に多大なご尽力をいただきました荒尾市環境審議会委員の皆様にご心から御礼を申し上げます。

平成28年3月

荒尾市長 山下 慶一郎

< 目 次 >

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の役割	4
第3節 計画の位置づけ	5
第4節 国の環境基本計画との連携	6
第5節 計画の目指すもの	7
第6節 計画の対象地域と環境の範囲	8
第7節 計画の期間	8
第8節 計画の作成方法	9
第9節 計画の構成	10
第2章 環境の現状	11
第1節 荒尾市の特徴	12
第2節 荒尾市の環境の現状	19
第3章 環境の課題	41
第1節 環境の課題の抽出	42
第2節 課題の解決に向けて	48
第4章 施策の展開	49
施策の体系図	50
第1節 安心できる生活環境づくりに取り組もう	52
第2節 自然と共生できるまちづくりに取り組もう	66
第3節 限りある資源を大切にす循環型社会を目指そう	84
第4節 良好な環境を次世代に継承しよう	96

第5章 計画の推進と進行管理	109
第1節 計画の推進体制	110
第2節 計画の進行管理	111
第3節 関係機関・関連計画等との連携	112
第4節 財政措置	112
資料編	113
1. 荒尾市環境基本条例	114
2. 荒尾市環境審議会	118
3. 荒尾市環境推進会議	121
4. 用語の解説	124

第1章

計画の基本的事項



市の花：なしの花

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

本市は、東に県立自然公園となっている小岱山、西に広大な干潟を持つ有明海、そして丘陵地には緑が広がる自然豊かな環境にあります。隣接する大牟田市とともに、石炭のまちとして栄えてきましたが、昭和60年代の石炭産業や造船業などの大幅な合理化を経て、平成9年に三池炭鉱が閉山しました。平成23年には荒尾競馬事業が廃止となり、地域経済の活性化、社会基盤の維持や人口の減少などが課題となっています。

環境問題において、日本国内では、大気汚染、水質汚濁などによる公害が発生し、環境問題への対応が重要視されてきましたが、豊かな時代を象徴する大量消費型のライフスタイルが、ごみの増加をもたらし、ダイオキシンが問題となりました。近年では、微小粒子状物質（PM2.5）による大気環境への影響、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の運転や新興国の経済発展による温室効果ガスの排出量の増加が地球温暖化という地球環境問題にまでつながっています。

このような中、国においては、平成5年に「環境基本法」が制定され、翌年には「環境基本計画」が策定されました。その後、持続可能な社会を目指して、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの法律の整備が進められました。本市では、平成18年に荒尾市環境基本計画（計画期間：平成18年度から平成27年度まで）を策定し、環境保全の推進に努めてきました。

新・第5次荒尾市総合計画（平成27年策定）では、本市に代々継承されてきた歴史や文化、自然環境など地域の資源を守り、いかながら、時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進することを基本目標の一つとしています。

現在の環境問題が、私たちの生活から引き起こされていることを考えると、市民・民間団体・行政が、それぞれの役割分担のもとに環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。

第2次荒尾市環境基本計画（以下「本計画」という。）では、第1次荒尾市環境基本計画の基本方針を踏襲しつつ、本市の自然的・社会的環境特性を考慮しながら、更なる環境への負荷を抑制し循環型社会の推進を図るごみの減量化・再資源化などを推進します。また、世界文化遺産に登録された万田坑と専用鉄道敷跡や、ラムサール条約湿地である荒尾干潟など本市が誇る豊かな地域資源とその景観を保全することを新たな目標とし、将来にわたる良好な環境を確保するために必要な施策について、総合的かつ計画的に推進するための行動目標を策定するものです。

■ 一人ひとりが環境を汚さない生活を心がけ、豊かな自然を守っていくことが必要です

自然豊かな環境を未来の子どもたちへ残していくことが、今を生きる私たちの責務だと考えます。一度失われた環境を元に戻すことは容易ではありません。自然環境を守りつつ、できるだけ環境への負荷を少なくするような生活に努めていかなければなりません。

■ 「もったいない」の気持ちを持って、日々の生活を振り返ってみることが必要です

本市では、年間約 16,875 トン（一般廃棄物：14,129 トン、リサイクル物：2,746 トン、平成 26 年度）のごみが発生しており、近年横ばい状態で推移しています。増加傾向にあったごみの排出量も、平成 20 年度の家庭系ごみ処理の有料化の施行で、ごみ減量に一定の効果が表れています。現在の私たちが忘れてきている「もったいない」の気持ちを呼び戻し、リサイクルの推進などに努めていく必要があります。

■ 地球に住む一員として地球規模での環境問題にも目を向け、取り組むことが必要です

社会経済の発展に伴い、人間の活動が引き起こす急激な変化が自然の許容範囲を超え、地球温暖化などの様々な弊害が表れてきています。

地球温暖化については、先進国などの温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が平成 17 年 2 月に発効し、第 1 約束期間（平成 20 年から平成 24 年）において削減目標値（6%）を達成しました。今後は、平成 42 年度の温室効果ガスを平成 25 年度比で 26%削減するとしています。再生可能エネルギーの活用が進んではいますが、削減は容易ではなく、市民、事業者、行政といったすべての主体が協力して取り組んでいかなければなりません。

環境基本法

環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定めた法律。
国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全の施策を総合的に推進するための環境基本計画の策定などを定めている。

循環型社会形成推進基本法

物資の効率的な利用やリサイクルを推進することにより、資源の消費を抑え、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することを目的に定められている。

容器包装リサイクル法

容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけている。ガラスビン、ペットボトルなどが事業者の再商品化義務の対象となる。

家電リサイクル法

家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけている。対象となるのは、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機。

第2節 計画の役割

本計画は、環境行政の指針となるものとして、次のような役割を求められています。

- (1) 環境基本法の基本理念を実現するための具体的な計画を定めます。
- (2) 市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割の下で協力して取り組んでいくことができるように、具体的な行動例を示します。
- (3) 本市のまちづくりの基本となる荒尾市総合計画を環境面から効果的に推進し、今後の事業を環境に配慮したものへと誘導していきます。

環境基本法の基本理念

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

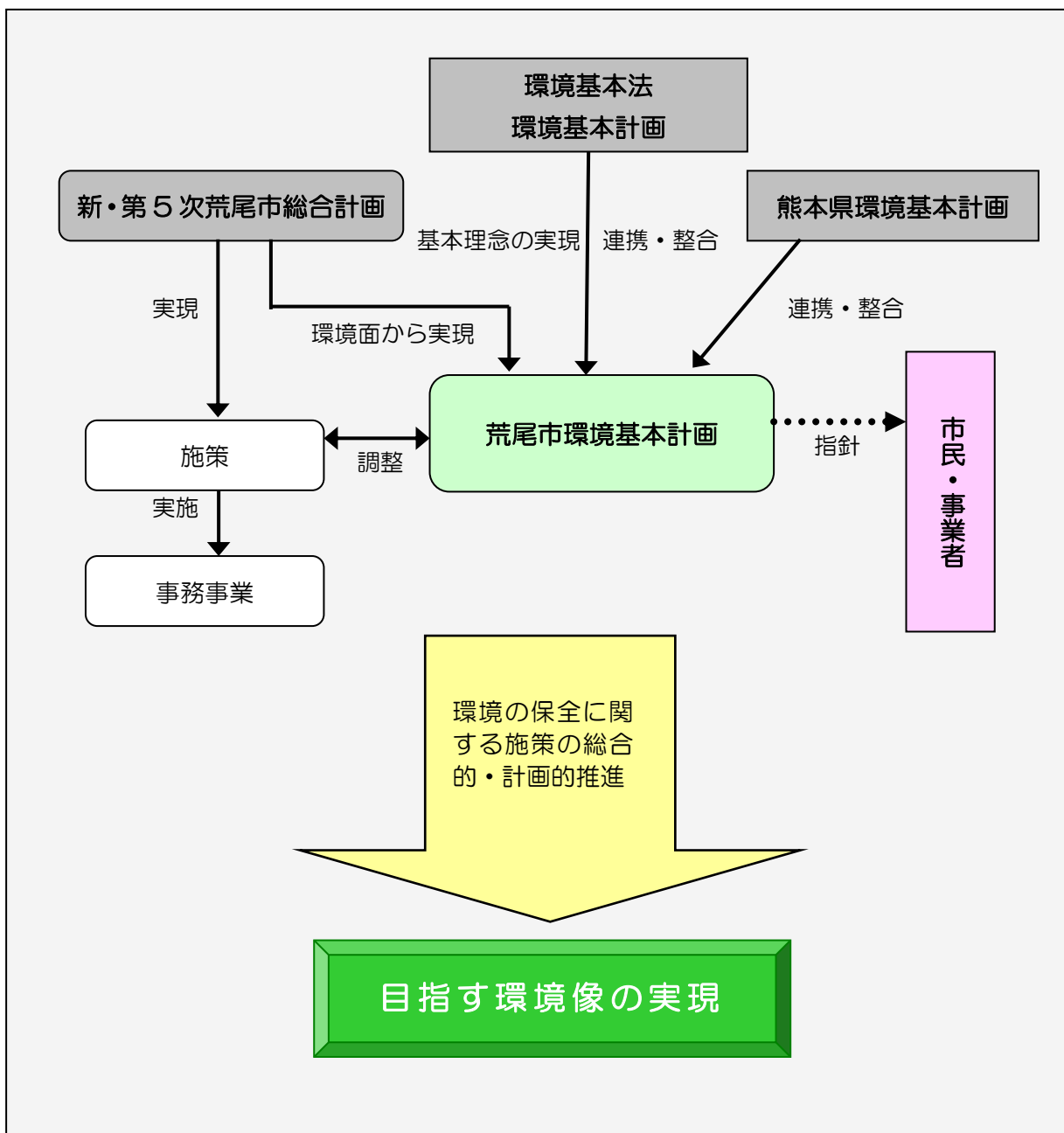


第3節 計画の位置づけ

環境基本法の第7条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

これに基づき、荒尾市の地域特性にあった環境基本計画を策定します。

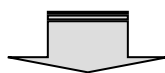
▼ 荒尾市環境基本計画の位置づけ



第4節 国の環境基本計画との連携

国の環境基本計画では、目指すべき社会を「持続可能な社会」とし、長期的目標として「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の四つを掲げています。本市の環境基本計画では、この目標を「循環」「共生」「参加」「広域的取組」と考え、推進していきます。

国の環境基本計画で掲げる「持続可能な社会」を実現するための「長期的目標」
「循環」「共生」「参加」「国際的取組」



荒尾市環境基本計画では

循環

環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して、ごみ減量、リサイクルを推進し、資源、エネルギーの効率的な利用を図ります。

参加

市民・事業者・行政、すべての主体が公平な役割分担により、環境保全を実現する社会を目指します。

共生

私たちの生活が与える影響を理解し、都市空間と自然が調和する共生のまちづくりを目指します。

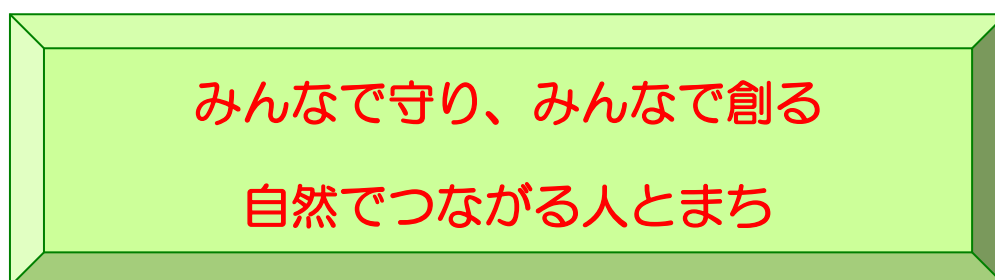
広域的取組

—自治体としての責任を果たした上で、県及び周辺市町村と連携・協力を図り、広域的な取組を進めます。

第5節 計画の目指すもの

1. 目指す環境像

新・第5次荒尾市総合計画で掲げる、「世界基準の自然と文化が、人のつながりや誇りを紡ぐ、希望と志にあふれるまち」を実現するため、小岱山やラムサール条約湿地に登録された荒尾干潟など様々な地域資源を将来にわたって保全するために本市の目指す環境像を次のように定めます。



2. 環境像の実現に向けた基本方針

目指す環境像の実現に向けて、計画の四つの柱となる基本方針を定めます。基本方針は前計画を踏まえ、以下のように定めます。

生活環境

安心できる生活環境づくりに取り組もう

私たちの生活が環境へ与える影響を考え、できるだけ環境への負荷を少なくするよう行動します。

自然環境

自然と共生できるまちづくりに取り組もう

豊かな自然の大切さを再認識し、この自然を次世代に引き継いでいくため、人と自然が共生できるまちづくりを目指します。

ごみ問題 (循環型社会)

限りある資源を大切にする循環型社会を目指そう

循環型社会の推進を図るため、資源ごみを有効に活用するリサイクル活動を推進し、ごみの減量化に努めます。

環境教育 (地球環境問題)

良好な環境を次世代に継承しよう

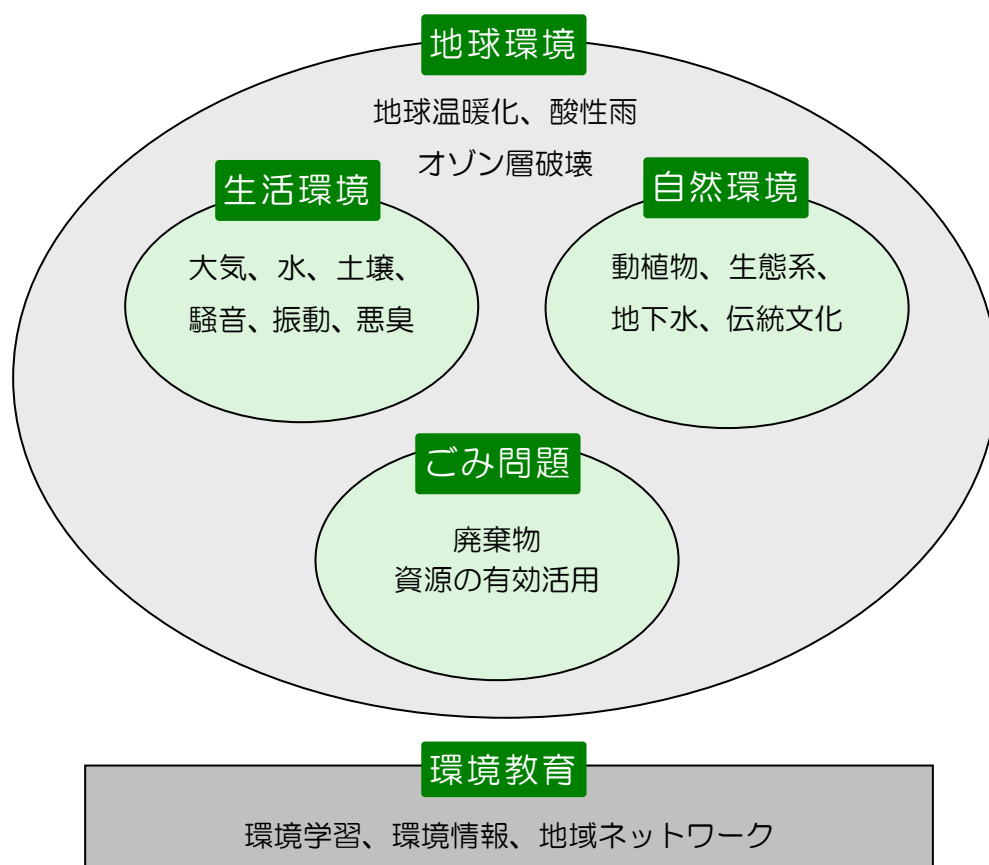
荒尾市固有の自然と文化について学び、環境にやさしい行動を進めていくことで、将来世代へ良好な環境を引き継いでいきます。

第6節 計画の対象地域と環境の範囲

本計画は、荒尾市全域を対象範囲とします。

また、日常生活や事業活動で関わりのある周辺市町村や有明海沿岸域の市町村とも連携を図ります。

本計画において対象とする環境の範囲は、「生活環境」、「自然環境」、「ごみ問題」、「地球環境」とし、それらの環境を支える基盤として、「環境教育」を位置づけます。



第7節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

ただし、社会的な情勢の変化や科学的知見の進展などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第8節 計画の作成方法

本計画は、市民・事業者・行政が協働の考えの下に、それぞれの役割に応じた環境配慮を進めるための基本的な指針となるものです。平成27年9月4日から18日にかけて、荒尾市民1,008人に対して環境に関するアンケートを実施し、416人から回答がありました（回答率：41.3%）。市民からの意見を本計画に反映させ、その後、環境審議会委員による検討を行い作成しました。

また、平成28年1月7日から2月8日にかけて、パブリックコメントの募集を行いました。意見はありませんでした。

第9節 計画の構成

本計画の構成の概要は、以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定の背景と目的
- 計画の役割
- 計画の位置づけ
- 国の環境基本計画との連携
- 計画の目指すもの
- 計画の対象地域と環境の範囲
- 計画の期間
- 計画の作成方法
- 計画の構成

第2章 環境の現状

- 荒尾市の特徴
- 荒尾市の環境の現状

第3章 環境の課題

- 環境の課題の抽出
- 課題の解決に向けて

第4章 施策の展開

【施策の体系図】

- 安心できる生活環境づくりに取り組もう
- 自然と共生できるまちづくりに取り組もう
- 限りある資源を大切にす循環型社会を目指そう
- 良好な環境を次世代に継承しよう

第5章 計画の推進と進行管理

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理
- 関係機関・関連計画等との連携
- 財政措置

第2章 環境の現状



市の鳥：シロチドリ

第2章 環境の現状

第1節 荒尾市の特徴

1. 位置及び地勢

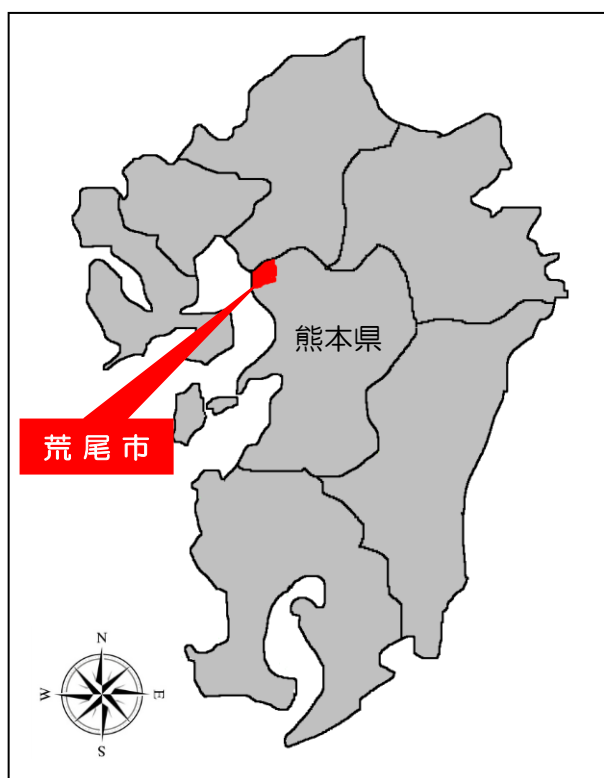
本市は、昭和17年4月1日に当時の荒尾町、平井村、有明村、八幡村及び府本村の5ヵ町村が合併して市制を施行し、昭和30年7月20日に清里村の一部を編入して、現在の「荒尾市」となっています。熊本県の西北端に位置し、北は福岡県大牟田市、西は有明海を隔てて長崎県及び佐賀県を望んでいます。東には標高501mの小岱山、西には広大な干潟を持つ有明海、その合間を縫うように豊富な緑を持つ丘陵地が点在する豊かな自然に抱かれた環境にあります。

また、本市の中心部から、県庁所在地の熊本市まで約40km、九州の拠点都市福岡市まで約80kmの所にあり九州のほぼ中央に位置しています。市域面積は57.37^{※1}km²で東西8km、南北7kmにわたっています。

市内を流れる河川として最大の関川は、玉名郡南関町、荒尾市を経て大牟田市に入ると諏訪川と名前を変え、飲料用水としても利用されています。そのほかに、灌漑用水としての役目を果たしている浦川、菜切川、行末川が市内を流れています。

気象は、年間平均気温16.8℃、年間積算降雨量は約1,700mmで、風向きは北西が最も多く、降雪も少なく、季節風もあまり強くない、温暖な気候と四季の変化に富んだ住みよい風土です。

交通網は、国道208号が市南東部から北西部を貫き、熊本市及び佐賀県、福岡県久留米市方面を結ぶ主要幹線としての役割を担っています。また、有明海沿岸地域の交通ネットワークを充実する有明海沿岸道路のインターチェンジが、荒尾競馬場跡地に設置される予定です。

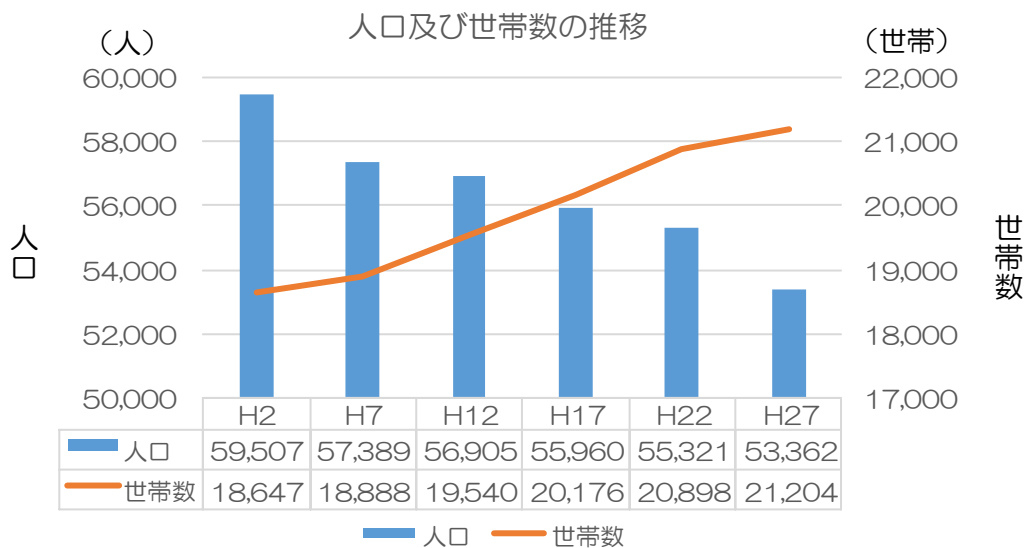


※1：「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」により、土地面積が57.15km²から変更しています。



2. 人口

本市の人口は、平成12年から平成27年の間で 3,543人が減少し、16年間で約6.2%の減少となっています。その一方で、世帯数は1,664世帯増加し約8.5%の増加となっています。



資料：平成27年熊本県推計人口調査

3. 産業別就業人口

本市の産業別就業人口は、第1次、第2次産業就業者は減少し、第3次産業就業者は増加傾向を示しています。特に、三池炭鉱が閉山（平成9年）した影響で第2次産業（鉱業）の就業者が大幅に減少しています。

▼ 産業別就業人口の推移

（単位：人）

項目 年度	就業者総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
平成2年	23,815	1,943	8.2%	8,407	35.3%	13,455	56.5%
平成7年	23,977	1,641	6.8%	8,200	34.2%	14,121	58.9%
平成12年	23,751	1,408	5.9%	7,404	31.2%	14,833	62.7%
平成17年	23,416	1,202	5.2%	6,734	29.0%	15,291	65.8%
平成22年	22,993	1,008	4.4%	6,305	27.4%	15,329	66.7%

資料：平成22年度国勢調査

※分類不能も含まれるため、構成比の合計が100%にならない場合もあります。

4. 産業別総生産

総生産額は、平成24年度は1,063億円となっています。減少傾向にあった第1次産業は増加していますが、第2次産業は減少しています。また、増加傾向にあった第3次産業は平成21年に減少しましたが、平成24年には増加しています。県内平均と比較すると、第1次産業、第2次産業が低く、第3次産業が高くなっています。

▼ 産業別総生産額の推移

（単位：百万円）

項目 年度	総生産額	税額調整前					
		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
平成2年	103,923	3,140	2.9%	21,823	20.2%	83,226	76.9%
平成7年	121,775	2,798	2.2%	24,441	19.5%	98,009	78.3%
平成12年	118,442	2,319	1.9%	20,751	15.8%	97,610	80.9%
平成17年	106,551	1,869	1.7%	14,454	13.6%	90,228	84.7%
平成21年	106,974	1,483	1.4%	16,743	15.6%	88,748	83.0%
平成24年	106,276	1,780	1.7%	13,812	13.0%	89,899	84.6%

資料：平成24年度熊本県市町村民所得推計報告

(1) 農業の推移

農家数は大きく減少しており、経営耕地面積も減少傾向にあります。本市の主要な農産物は生産額の高い順に、梨、みかん、米となっており、新高梨（ジャンボ梨）は荒尾を代表する特産品になっています。

▼ 農家数及び経営耕地面積の推移

(単位：戸、ha)

年度 項目	平成				
	2年	7年	12年	17年	22年
農家数合計	1,571	1,273	1,047	956	887
専業（販売農業）	390	333	226	255	231
第一種兼業	198	145	118	88	99
第二種兼業	983	795	703	252	205
自給的農家	—	—	—	361	352
経営耕地面積	1,158	1,011	901	701	690
田	656	562	500	388	399
畑	207	179	137	84	85
樹園地等	295	270	264	229	206

資料：2010年農林業センサス

第一種兼業農家・・・農業所得を主とする兼業農家
第二種兼業農家・・・農業所得を従とする兼業農家

(2) 漁業の推移

干満の差が大きい有明海では、古くからアサリ貝採取やノリ養殖が行われていますが、近年の環境変化にともない、アサリ貝の漁獲量やノリ生産枚数に増減がある不安定なものとなっています。

▼ 漁業の推移

(単位：千枚、百万円、t)

年度 項目	平成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
ノリ 生産枚数	24,791	15,436	26,061	16,418	23,603	16,131
ノリ 生産金額	212	133	241	160	236	145
アサリ貝漁獲量	217	3	8	34	182	126

資料：2013年漁業センサス

(3) 工業の推移

本市の工業は、従業者数が 300 人未満の中小事業所が中心で、事業所数や従業者数は減少傾向にあります。

▼ 工業の推移

(単位：人、百万円)

年次 項目	平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
事業所数	66	61	58	56	58	52
従業者数	1,977	1,872	1,859	1,599	1,784	1,634
製造品 出額等	34,471	28,590	31,169	28,965	31,183	29,585

資料：平成 25 年工業統計調査より（4 人以上の事業所）

(4) 商業の推移

大型店の進出や第 3 セクター「あらおシティモール」の開店（平成 9 年）によって販売額は伸びていましたが、近年は販売額、商店数が減少傾向にあります。

▼ 商業の推移

(単位：人、百万円)

年度 項目	平成 6 年	9 年	11 年	14 年	16 年	19 年	26 年
商店数	742	736	706	654	620	575	382
従業員数	3,261	3,610	3,847	3,957	3,609	3,629	2,492
販売額	61,096	63,729	64,885	72,845	62,571	59,465	45,564

資料：平成 26 年商業統計調査

(5) 観光の推移

西日本有数の規模を誇るグリーンランド遊園地を中心に、万田坑や温泉施設などの観光・レジャー施設が集まっています。平成26年度は年間約201万人の観光客が訪れており近年減少傾向にあります。

▼ 観光の推移

(単位：千人)

年度 項目	平成 20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
観光入込客合計	2,169	2,561	2,408	2,338	2,161	2,260	2,005
うち県内客	893	1,098	987	954	860	862	814
うち県外客	1,276	1,473	1,420	1,384	1,301	1,397	1,191
うち外国人客	26	7	13	6	5	8	10
日帰り客	2,080	2,446	2,266	2,193	2,041	2,110	1,850
宿泊客	90	116	142	145	121	150	155

資料：平成26年荒尾市産業振興課

※数字の単位未満は四捨五入しているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もあります。

6. 土地利用状況

本市の土地利用状況は、平成15年と平成23年を比較すると森林が減少し、道路、宅地面積が増加しています。

▼ 土地利用状況

(単位：ha)

地目別	平成15年		平成23年		増減	
	面積 ^{m²}	割合%	面積 ^{m²}	割合%	面積 ^{m²}	割合%
総面積	5,715	100.0	5,715	100.0	0	—
農用地	1,600	28.0	1,551	27.1	-6	-0.1
田	738	12.9	723	12.7	-2	0
畑	862	15.1	828	14.5	-4	-0.1
森林	967	16.9	917	16.0	-50	-0.9
原野	—	—	—	—	—	—
水面・河川・水	158	2.8	157	2.7	-6	-0.2
道路	332	5.8	344	6.0	8	0.1
宅地	1,013	17.7	1,054	18.4	8	0.1
住宅地	690	12.1	726	12.7	10	0.2
工業用地	44	0.8	51	0.9	1	0
その他宅地	279	4.9	277	4.8	-3	-0.1
その他	1,646	28.8	1,692	29.6	47	0.8

資料：平成23年熊本県統計年鑑

7. 公園面積

都市計画公園の面積は全体で41.04haとなっており、緑ヶ丘リニューアルタウンや東屋形の宅地造成に伴って、公園が整備されたことで、一人当たりの公園面積は、6.65m²（平成7年度）から7.54m²（平成25年度）へ増加しています。

▼ 公園の状況

(単位：ha)

公園種別	整備数	面積
運動公園	1ヶ所	28.8
近隣公園	3ヶ所	4.80
街区公園	37ヶ所	7.04
都市緑地	1ヶ所	0.40
合計	42ヶ所	41.04

(平成26年3月31日現在)

資料：平成26年荒尾市土木課

第2節 荒尾市の環境の現状

1. 自然環境

(1) 有明海の自然

有明海は潮の満ち引きが大きく、最も潮が引いた時には沖合数キロメートルにも及ぶ広大な干潟が出現します。日本最大の面積を誇る干潟には、魚介類から小動物まで多種多様な生き物たちが数多く生息しており、干潟の生き物たちが、陸地から供給される有機物や栄養塩類などを体内に取り込むことで、水質の浄化に役立っています。

有明海の中央部東側にある荒尾干潟は、単一干潟として国内有数の規模を誇る砂質の干潟です。平成24年7月、荒尾干潟の中心部が有明海で初めてラムサール条約湿地に登録されました。荒尾地先沖の海底は砂泥と岩礁からなり、100種ほどの魚類と80種ほどの底生生物が確認されています。有明海には珍しい生き物も多く、荒尾干潟では、数億年前から姿を変えていないミドリシャミセンガイやシオマネキなどの生息が確認されています。

また、干潟の豊富な生き物を餌として、毎年春秋のシーズンにはシギやチドリ類の渡り鳥が数多く飛来しており、絶滅危惧種に指定されているクロツラヘラサギやズグロカモメも観測できます。そのほか、ハヤブサやミサゴも確認されています。

有明海は、昔からアサリ貝やタイラギ貝の採取、ノリの養殖などが行われ、大きな経済的価値を持っていましたが、近年の環境変化に伴い、水産資源の減少が見られています。



(2) 小岱山の自然

小岱山筒ヶ岳の尾根部分からスタジイ林が広がり、七峰台、観音岳に向かうにつれてアカマツ、ネシキ、ソヨゴなどの陽樹が多くなっています。全体に乾燥した山でシダが多く、中腹から山麓にかけては常緑・落葉混交林が主となっています。府本地区に確認されているトキワマンサクは市の天然記念物に指定されており、全国で3カ所しか自生が認められていない貴重な植物です。

哺乳類は、テン、イノシシに加え、熊本県版レッドデータブックで準絶滅危惧（NT）に指定されているムササビの生息も確認されています。

小岱山一帯には、28科66種の鳥類が観察されており、野鳥の豊富なことで知られる立田山や金峰山と比べても見劣りするものではありません。山麓付近ではノスリ、開けた田畑ではチョウゲンボウなどを見ることができます。森林生態系の頂点を占める猛禽類では、森林と隣接した農耕地に餌場を求めるサシバ（タカ科）を見ることができ、餌となる両生類や虫類などが生息できる環境が残されているからだと考えられます。

昆虫類も、ウラナミジャノメなどの貴重な種をはじめ、多くの種類・個体数が生息する地域であり、開発には十分配慮する必要があります。

トキワマンサク



サツマシジミ



テン



(3) 里山の自然

平山地区は、常緑・落葉混交林、スギ、ヒノキ植林、モウソウチク林などに囲まれ、ミカン園のほか、水田、畑地の多い地域ですが、荒地化した放置水田も見られます。田舎の要素を残しており、多くのチョウ類が確認されます。

ノウサギ、テンなどの哺乳類のほか、ニホントカゲ、ヤマカガシ、ヌマガエルなども確認されており、河川上流部は、ニホンアカガエルの重要な繁殖地点になっています。農耕地は、夏季の間には水田という広大な湿原となるため、バン（クイナ科）やヒクイナ（クイナ科）といった湿地性の鳥たちがやって来ます。



ベニシジミ

(4) 身近な山の自然

市街地に近い屋形山は、コナラの優先する落葉樹林で林内にはシロダモ、クロキ、ヒサカキなどの常緑広葉樹も混生しています。北側の水田域は、山裾にヨシ群落が発達し湿原化しています。

周辺の宅地化が進みましたが、ノウサギやカヤネズミなどの貴重な動物も確認されています。緑地環境が残っていることから鳥類の種類は比較的多く、開けた環境を好むキジバトや林縁を好むホオジロが見られます。



屋形山

ノウサギ：屋形山
(2003年10～11月無人撮影)



(5) 川の自然

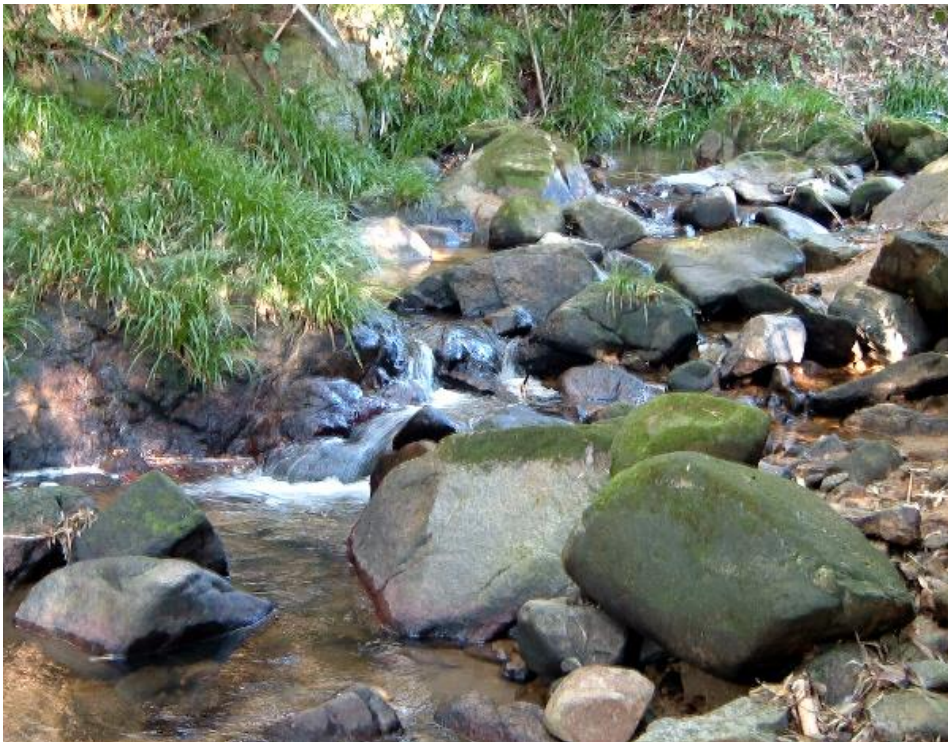
市内には大きな河川はなく、主要な四つの河川はいずれも市外に河口を持っています。そのため、淡水魚の種類及び生息数も少なく、本市を特徴づけるような淡水魚には恵まれていません。

全国的な傾向として、宅地造成などの開発とともに河川の改修が進められ、昔ながらの小川は少なくなっていました。岸辺の植物や水草が減ったことで、魚たちのすみかが奪われ、工場排水や生活排水による汚染で魚の減少をもたらしました。

昔は川やため池など広い範囲にたくさん生息していたメダカは、全国的に激減しており、環境省レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。幸いなことに、本市でも数は減少したものの、現在もあちこちで姿を見ることができます。また、市内の川ではホタルの自生も確認されており、観察会も行われています。

「しびんちゃ」と呼ばれ昔から親しまれてきたタナゴ類も、環境の変化により非常に少なくなりました。市内には5種のタナゴ類が生息していますが、ニッポンバラタナゴは、外来種であるタイリクバラタナゴとの交雑が進み、純粋種はいなくなった可能性が大きいと考えられています。

外来種では、ブラックバス、ブルーギルが浦川や菜切川で生息・繁殖しており、在来種への食害が問題になっています。



菜切川上流

(6) ため池の自然

本市には大きな河川がなく、^{かんがい}灌漑用水を確保するために多くのため池がつくられています。今では必要性も薄れ、管理されずに水質が悪化しているため池もあります。

市内で最も大きい大浦池には、「赤くてきれいなカメ」として以前から親しまれてきたクサガメが生息しています。クサガメは、老齢化により黒化する傾向がありますが、地域個体群に特有な種内変異として固定された形質である可能性が高いと思われます。

加藤清正が手がけた灌漑池といわれる赤田池は、昔から公園として市民の憩いの場となっています。ヘラブナやギンブナ、コイ、ウナギ、ナマズ、クサガメ、スッポンなどが生息していますが、ここにも外来種のブラックバスが確認されています。

▼ 荒尾市内のため池状況

貯水量 (m)		ため池数
1,000 ~	4,999	26
5,000 ~	9,999	19
10,000 ~	49,999	23
50,000 ~	99,999	3
100,000 ~	199,999	3
200,000 ~		1

資料：平成 27 年荒尾市ため池台帳

● 市内の主要なため池

大浦池 (野原)	貯水量	254,000 m ³
長池 (平山)	//	175,000 m ³
池黒池 (宮内)	//	141,900 m ³
赤田池 (野原)	//	114,000 m ³



↑ 大浦池



↓ 大浦池のクサガメ



赤田池 →

(7) その他地域の自然

野原八幡宮、唐崎宮などの各地の社寺には、クスノキ、スタジイなどの巨木がたくさん見られ、昆虫類の生息域としても重要な場所となっています。

また、世界文化遺産に登録された万田坑と専用鉄道敷跡では、アブラコウモリ、キクガシラコウモリが確認されています。キクガシラコウモリは、和水町トンカラリン遺跡でも確認されるなど、人工的な坑道を利用することが知られた種です。



← 蔵満八幡宮（蔵満・鴻巣）
主要木：クスノキ

まつのきどんのちしゃのき →
（蔵満・天神木）

主要木：チシャノキ



※「自然環境」については、下記の資料を基に作成しています。

- 荒尾市自然環境調査研究会『荒尾市自然環境調査報告書』（2004 荒尾市）
- 荒尾市史編集委員会『荒尾市史 環境・民俗編』（2000 荒尾市）

2. 大気

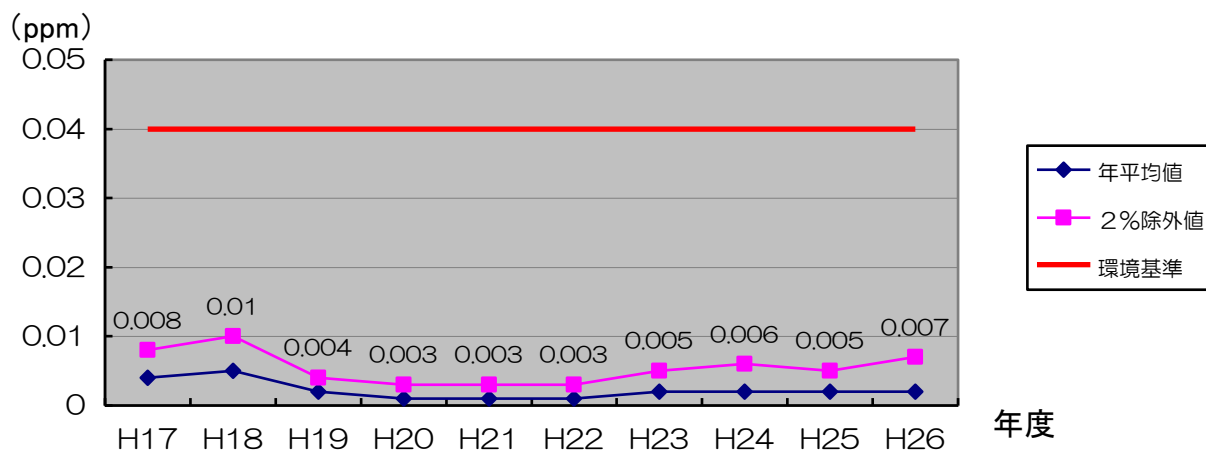
(1) 大気汚染常時監視調査（テレメータ）

本市の大気環境については、熊本県が荒尾運動公園に設置する自動測定装置により、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）を常時測定し、その結果を熊本県中央監視センターでテレメータシステムにより常時監視しています。

近年の状況を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、環境基準（長期的評価）に適合しています。しかし、光化学オキシダントは県内 23 測定局のうち全ての測定局が、微小粒子状物質（PM2.5）については県内 23 測定局のうち 21 局が環境基準を達成していない状況です。荒尾市においても、環境基準を達成していませんが、年平均値はほぼ横ばいで推移しており、今後も測定結果を注視していきます。

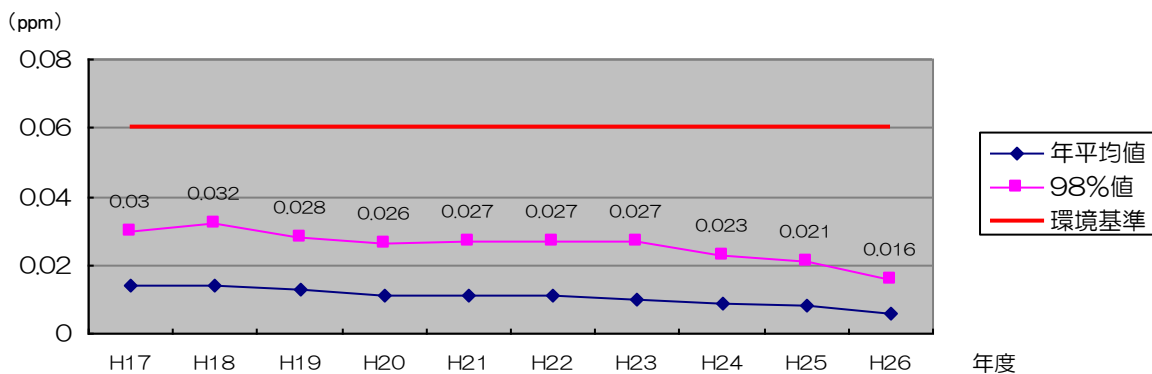
また、大気汚染の原因としては、工場などの排出ガスがあげられますが、新興国の経済発展や大陸からの影響も大きくなっています。

①二酸化硫黄



【環境基準（長期的評価）】
●日平均値の2%除外値が0.04ppm以下
●日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない ⇒ 平成26年度基準達成

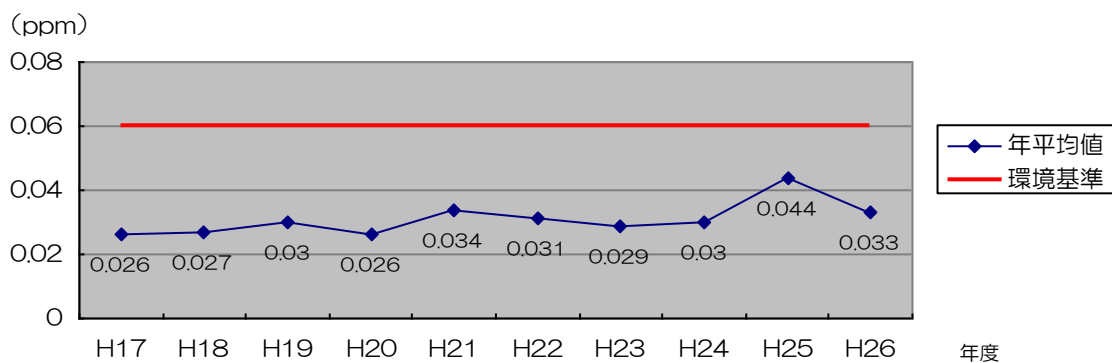
②二酸化窒素



【環境基準（長期的評価）】

●日平均値の年間98%値が0.06ppm以下 ⇒ 平成26年度基準達成

③光化学オキシダント

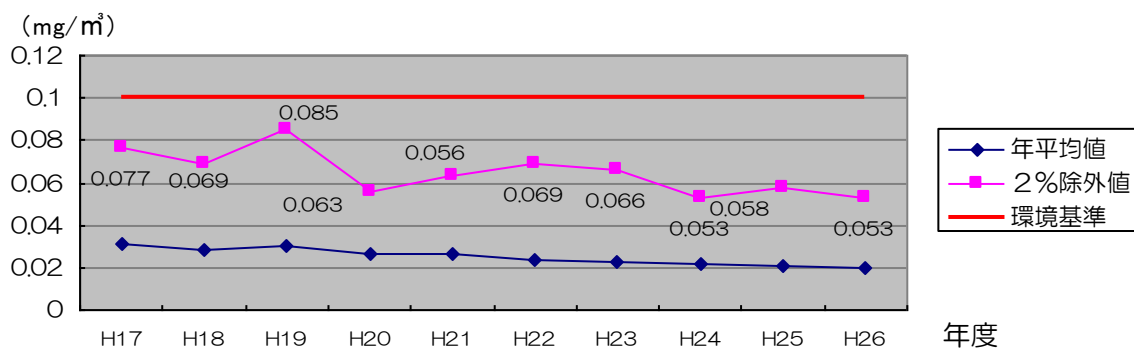


【環境基準】●昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下

※昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間

79日—419時間（H26）⇒ 平成26年度基準非達成

④浮遊粒子状物質

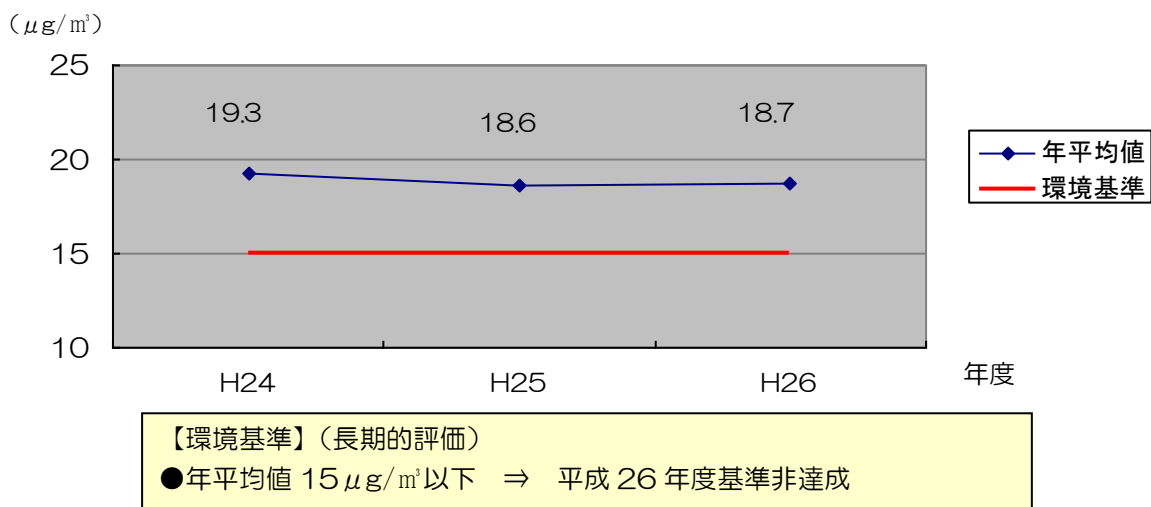


【環境基準】（長期的評価）

●日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下

●日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連続しない ⇒ 平成26年度基準達成

⑤微小粒子状物質（PM2.5）



資料：第 50 報熊本県大気・化学物質・騒音等環境調査報告書

※ 日平均値の 2% 除外値…年間にわたる日平均値のうち、測定値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外した日平均値

日平均値の年間 98% 値…年間にわたる日平均値のうち、測定値の低い方から 98% に相当するもの

（2）酸性雨

一般的に雨水の pH（水素イオン濃度）が 5.6 以下の雨のことを酸性雨といいます。酸性雨の原因としては、化石燃料等の燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸になり、それらが雨水に取り込まれることにより起こります。

pH の数値が低いほど強い酸性雨となり、欧米では、酸性雨によると考えられる森林の枯死等が報告されていますが、日本では、明らかに酸性雨によると思われる被害は確認されていません。現在、本市で酸性雨の測定は行っておらず、県内では 4 地点（阿蘇市、宇土市、八代市、苓北町）で測定しています。測定結果は、5.6 以下であり酸性雨が観測されていますが、県内では目立った被害は報告されていません。しかしながら、長期間になると被害が出る恐れも考えられることから測定結果を注視していきます。

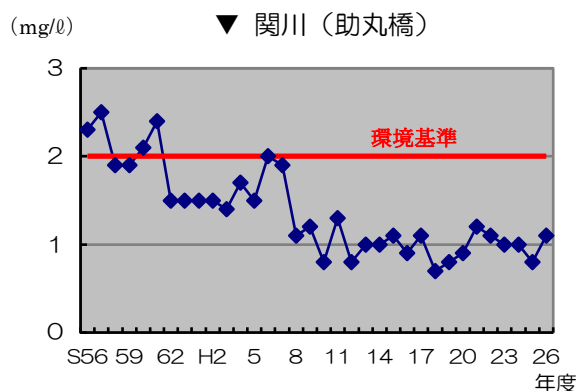
資料：第 50 報熊本県大気・化学物質・騒音等環境調査報告書

3. 水質

(1) 河川

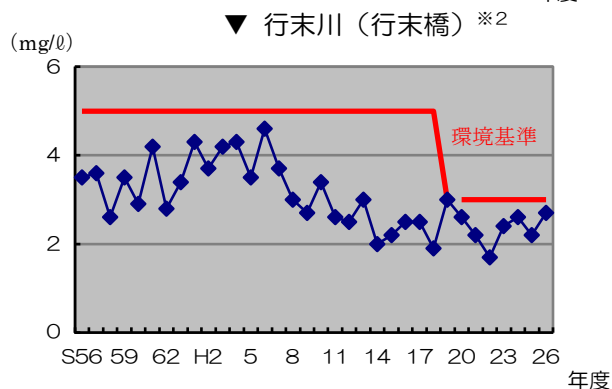
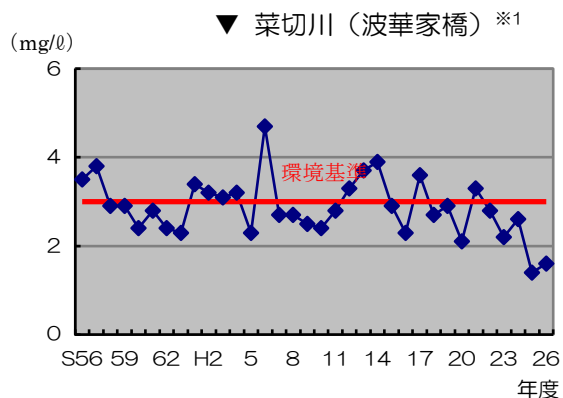
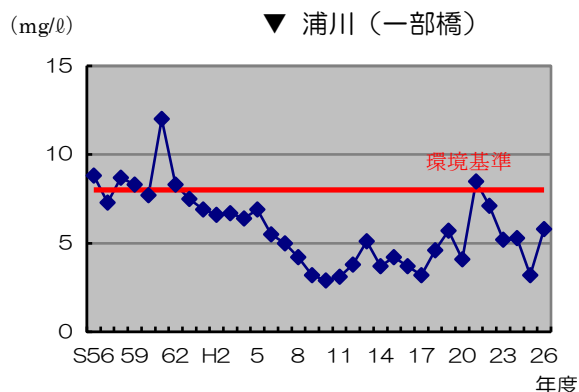
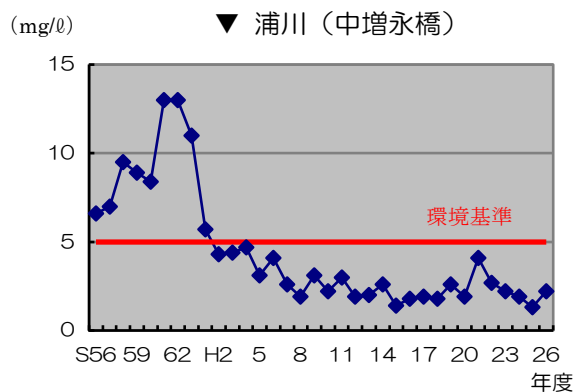
市内には、関川、浦川、菜切川及び行末川の中小河川が流れており、それぞれの利水目的（類型）に応じた環境基準が設定されています。昭和 40～50 年ごろには工場排水による水質汚濁が問題となっていました。度重なる規制の強化により改善されてきました。その後、生活排水による水質汚濁の進行が見られていましたが、下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、水質は改善されてきています。近年は河川工事や農作業期間中の河川の堰止めによる流れの停滞での水質悪化が見られます。

河川水質の経年変化（BOD）



環境基準点の水質調査結果

環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として定めているものです。



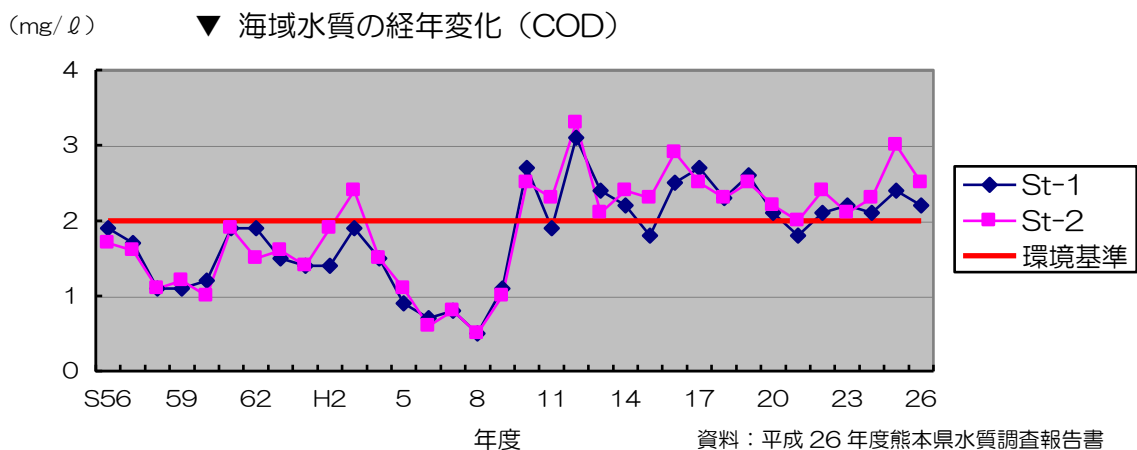
※1 波華家橋は長洲町、行末橋は岱明町の調査地点になります

※2 行末川の類型は平成 19 年 4 月に C から B に変更され、BOD の環境基準値は 5 → 3 になりました

資料：平成 26 年度熊本県水質調査報告書

(2) 海域

海域における環境基準点として、大島地先（St-1）と南荒尾駅付近の地先（St-2）の2地点で調査を行っています。環境基準を超えることが多くなっていますが、本市からの汚れだけではなく、潮流の影響等も考えられます。今後も測定結果を注視していきます。



※平成 10 年度から、COD 測定法がアルカリ法から酸性法に改正されています。

(3) 地下水

全国的に問題となっている硝酸性窒素による汚染が確認されています。乳幼児等ではメトヘモグロビン血症を引き起こすおそれがあると指摘されています。平成 21 年度と比べると平成 26 年度は基準を超える井戸の割合は減少していますが、汚染原因として農業系や畜産系、生活排水などが考えられていることから、今後も適正指導に努めます。

▼ 硝酸性窒素汚染概況調査結果

(単位：mg/ℓ)

濃度範囲	平成 21 年度		平成 26 年度	
	井戸本数	割合	井戸本数	割合
10 以下	25	75.8 %	30	83.3 %
10 超え	8	24.2 %	6	16.7 %
合計	33	100 %	36	100 %

※水道水質基準及び環境基準は 10mg/ℓ

資料：平成 26 年度熊本県水質調査報告書

(4) 生活排水処理

本市の下水道事業は、昭和 43 年度に事業着手し、平成 25 年度末で人口普及率が 69.4% となっています。県平均 (65.6%) と比較すると高いといえますが、合併処理浄化槽なども含めた汚水処理人口普及率は 78.1% で県内平均 (83.7%) を下回っています。そのため、下水道整備と合わせて合併処理浄化槽の普及を進めていく必要があります。

なお、下水道の未整備地域に合併処理浄化槽を設置される市民の方には、平成 2 年度から助成制度を設けています。

▼ 県内市町村の汚水処理施設整備状況 (平成 25 年度末)

(単位: 人)

市町村名	人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道		合併処理浄化槽	
				処理人口	普及率	処理人口	普及率
荒尾市	54,889	42,891	78.1%	38,097	69.4%	4,794	8.7%
熊本市	732,877	695,448	94.9%	643,841	87.9%	47,203	6.4%
八代市	131,797	81,374	61.7%	58,449	44.3%	20,822	15.8%
玉名市	68,777	58,395	84.9%	35,544	51.7%	15,379	22.4%
山鹿市	55,257	52,863	95.7%	26,642	48.2%	8,173	14.8%
菊池市	50,625	42,058	83.1%	28,970	57.2%	6,564	13.0%
合志市	58,237	57,874	99.4%	55,575	95.4%	135	0.2%
(熊本県)	1,818,481	1,521,197	83.7%	1,192,275	65.6%	251,882	13.9%

資料: 平成 25 年度末熊本県下水道環境課

※熊本県合計の汚水処理人口には、農業集落排水処理施設、コミュニティプラントの区域内人口も含まれます



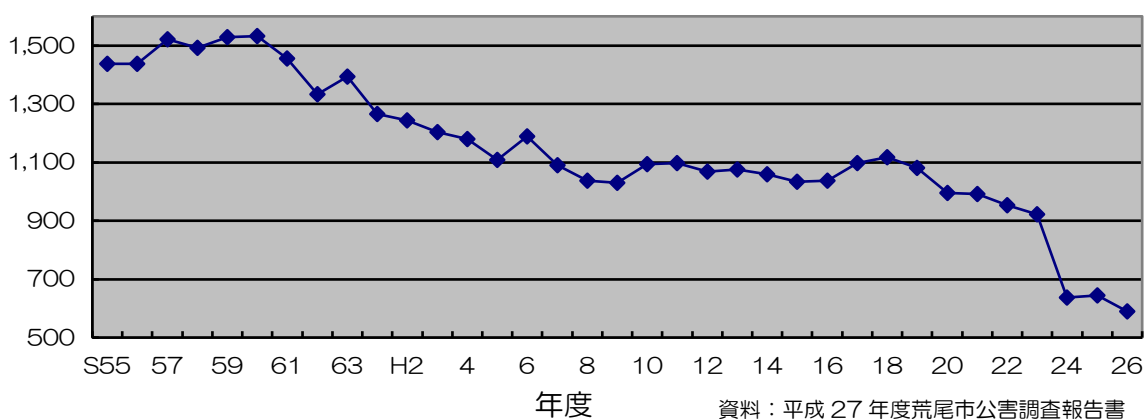
← 上下水道展
(あらおシティモール)

4. 地下水資源

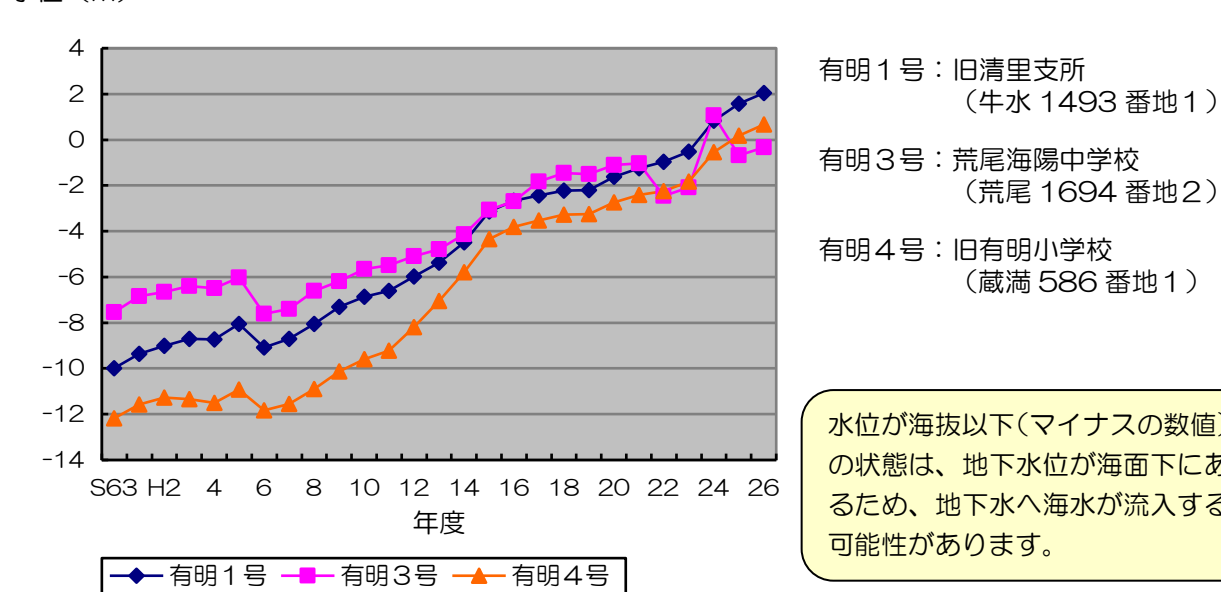
大正時代には、清里・有明地区では井戸から自噴するほど、地下水が豊富であったとされています。その後、地下水位は低下し、現在、一部の地域では塩水化している井戸も見られます。

地下水保全のための調査として、一定規模以上の井戸を対象に地下水採取量調査を行っています。近年、地下水採取量は年間 1,000 万 m^3 未満となっており、地下水位も上昇傾向にあります。特に、平成 24 年から「ありあけ浄水場」が稼動し、これまでの地下水利用から河川水を一部使用したことにより採取量が大きく減少しています。

▼ 地下水採取量経年変化



▼ 地下水位年平均値の経年変化



5. 居住環境

(1) 騒音・振動・悪臭

工場・事業場及び建設作業に伴う騒音・振動については、事前の届出時に指導を行うことで問題の未然防止に努めています。また、平成 24 年度から騒音規正法の改正により、自動車騒音の常時監視が義務付けられ、市内の評価対象区間を 5 年周期で調査しています。これまで調査した 5 対象区間のうち 4 区間で昼夜共に環境基準をわずかに上回っています。

悪臭については、特定物質の規制基準が定められていますが、規制の対象とならない物質や複合した臭いによる悪臭などの問題も発生しています。

▼ 道路交通騒音調査結果

(単位：dB (デシベル))

調査地点	測定年度	道路名	車線数	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
荒尾市大島	H24	国道 389	4	71	65	70	65
荒尾市一部	H24	国道 389	2	73	68	70	65
荒尾市万田	H25	国道 208	2	69	65	70	65
荒尾市野原	H26	国道 208	2	71	68	70	65
荒尾市増永	H26	国道 389	2	71	67	70	65

資料：平成 27 年度荒尾市公害調査報告書

(2) 環境美化

6月の環境月間に合わせた清掃活動では、回収されるごみの量は年々減ってきていますが、タバコの吸殻や空き缶などのポイ捨ては少なくありません。また、雑草が繁茂した空き地は景観が悪だけでなく、ごみの不法投棄や害虫の発生の原因ともなっています。

各地域で元気づくり事業が進められており、ボランティアによる清掃活動も広がってきています。

▼ 環境月間におけるごみの回収量

(単位：人、kg)

開催場所	シティモール周辺						万田坑
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
参加人数	350	450	雨天中止	雨天中止	200	175	300
可燃ごみ	180	150			220	190	10
不燃ごみ	80	60			50	20	380
合計	260	210			270	210	390

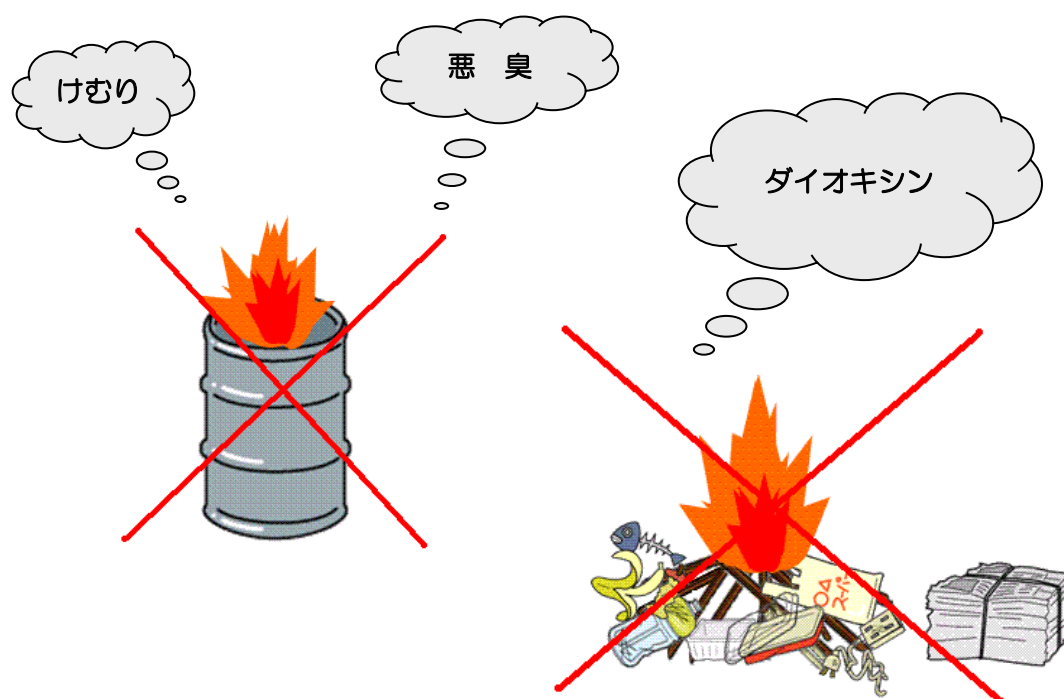
※清掃イベント時以外に行われているボランティア清掃によるごみ量は含まれません

資料：平成 27 年荒尾市環境保全課

(3) 化学物質

さまざまな化学物質から作られた製品が日常生活で利用されるようになり、私たちの生活が便利になった反面、ダイオキシン類などの有害な化学物質による環境汚染が問題となっています。

日常生活で使われている化学物質は多種多様あり、中には人体や生態系への影響が詳しく解明されていないものも多く、また、これらによって土壌や地下水が汚染されると回復に時間がかかることを踏まえ、関係機関と連携しながら調査・研究や情報の収集を図っていく必要があります。

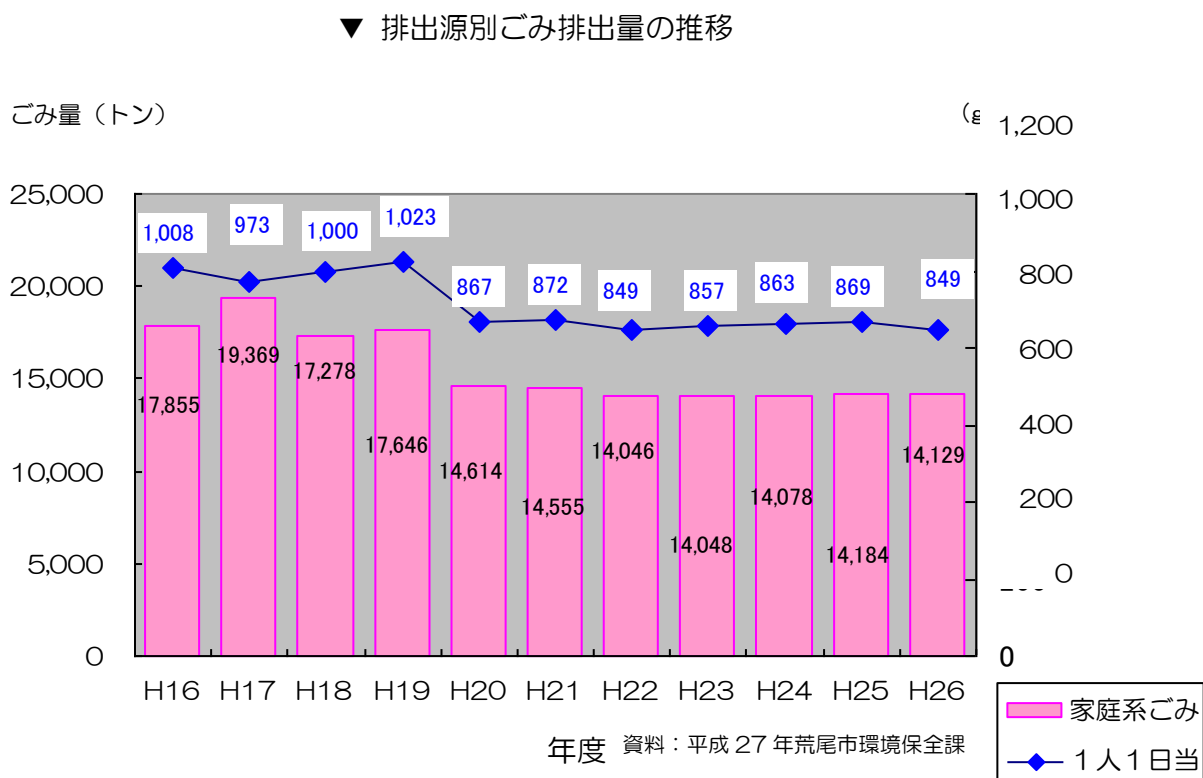
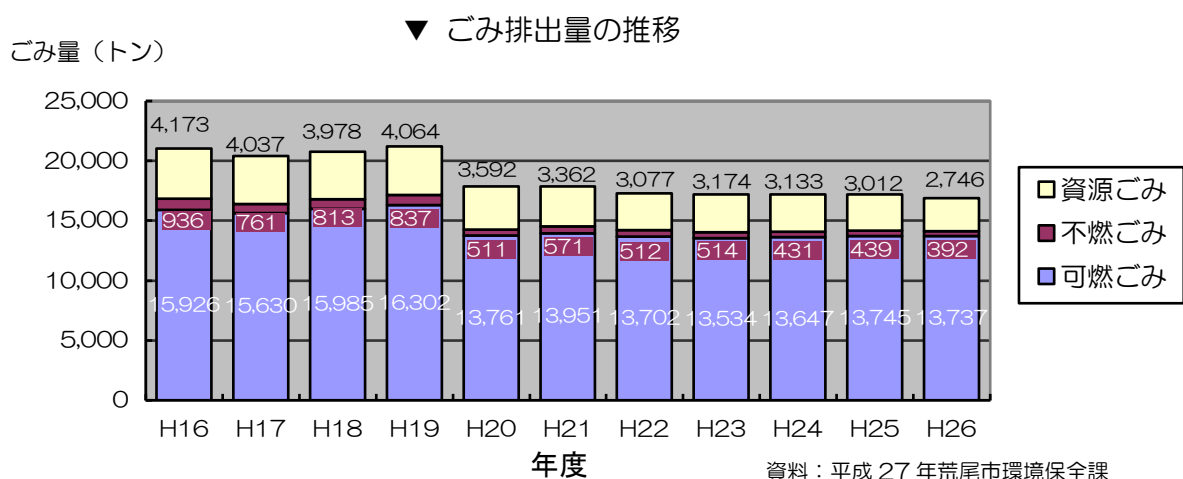


家庭ごみや雑草などの野焼きは
法律で禁止されています。

6. 廃棄物

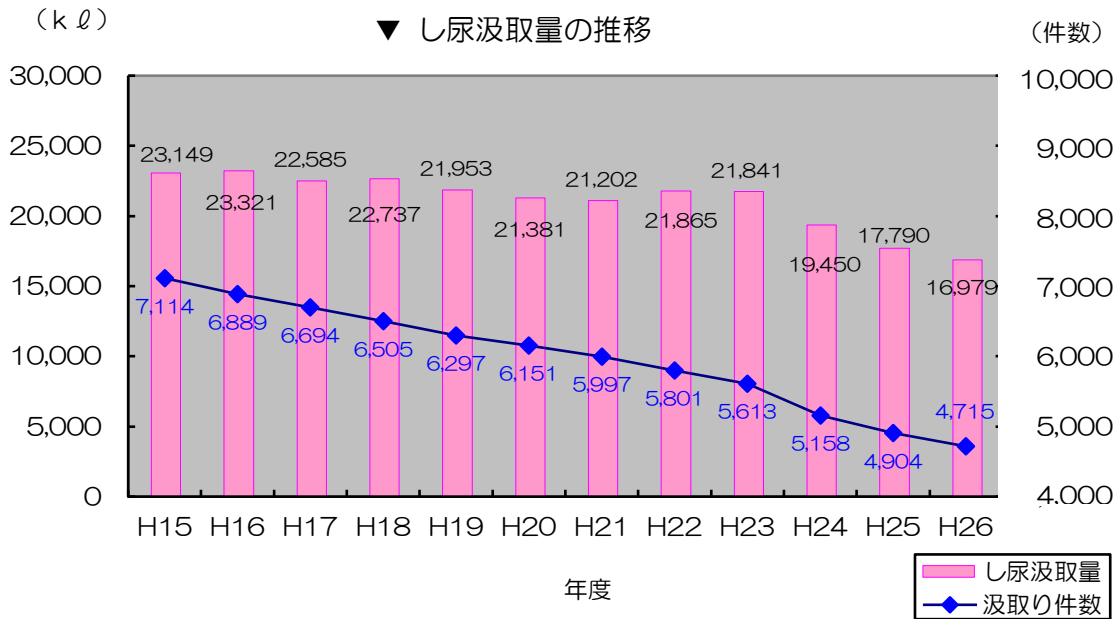
(1) 一般廃棄物

核家族化により世帯数が増えていること、ダイオキシン類規制の強化により自家処理（焼却）量が減少したことなどにより、可燃ごみ量の増加が続いていましたが、平成20年度家庭系ごみ処理の有料化にともない、年々増加傾向であったごみ排出量が減少という効果がみられ、一人一日当たりのごみの排出量は約1kg前後から900gを下回るまでに減少していますが、近年は横ばい状態で推移しています。



(2) し尿汲取量

下水道の整備に伴い、汲み取り件数は減少しています。しかし、簡易水洗トイレの普及に伴って、1件当たりの汲み取り量は増加していますが、平成24年度からし尿汲み取り手数料を人頭制から従量制に移行したことや節水意識の向上もあり減少しています。



※汲取り件数は3月分の人頭制の汲取り箇所の合計（請求件数）

資料：平成27年荒尾市環境保全課

7. 地球環境問題

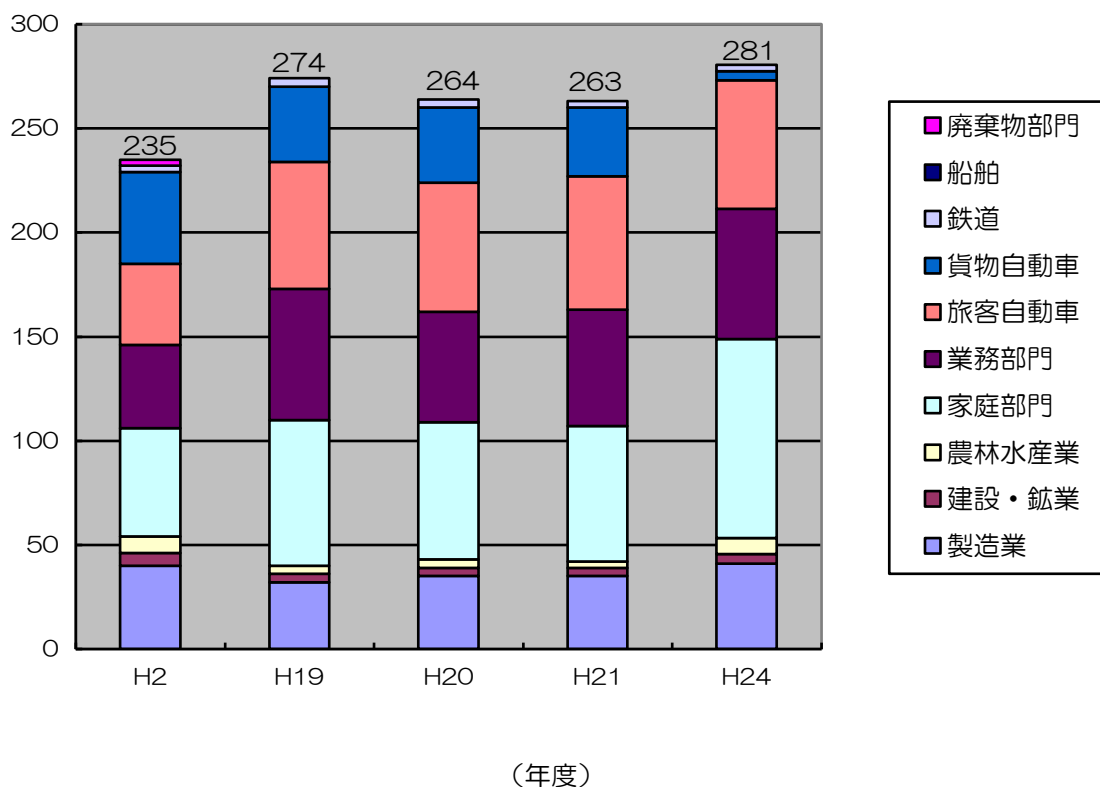
(1) 地球温暖化

産業革命以降、化石燃料等のエネルギーを大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素濃度が急激に上昇しています。二酸化炭素は地球温暖化の一番の原因といわれており、エネルギー使用量を減らし、化石燃料中心の社会から自然エネルギー等の低炭素型社会への転換を図っていく必要があります。

原子力発電所の稼働停止以降、節電の取組が各家庭に広く浸透していますが、火力発電所の代替運転により、温室効果ガスの排出量が増加しています。現在、再生可能エネルギーの活用が進んでいますが、今後もこの取組を推進していく必要があります。

本市では、平成12年に市役所が率先して取り組むための実行計画を策定しており、第1期（平成12～16年度）、第2期（平成17～21年度）、第3期（平成22～26年度）ともに削減目標を達成しており、現在、第4期（平成27年～31年度）計画を実行しております。

(キトン-CO₂) ▼ 荒尾市の部門別温室効果ガス排出量現況推計値



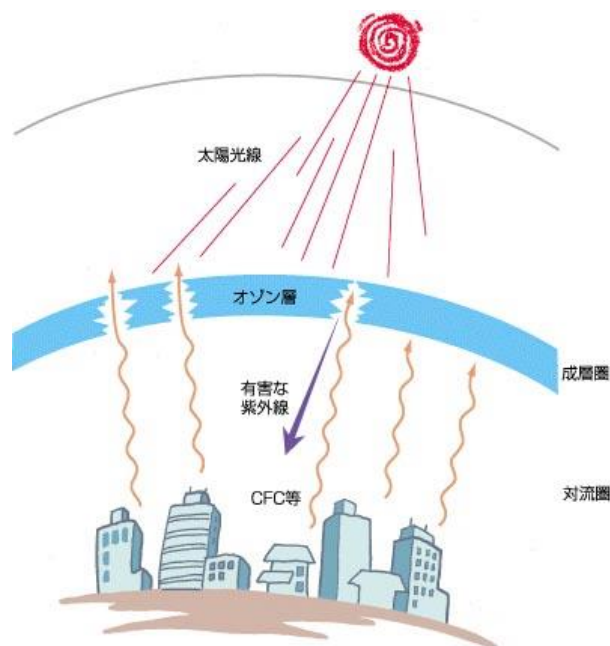
※極めて簡易的な推計手法によって得られた数値であり、あくまで参考値です。

資料：平成24年環境省、くまもと温暖化対策センター

(2) オゾン層破壊

太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層ができたからこそ、地球上で生物が生息できるようになったといわれています。それほど重要な役目を持つオゾン層が、フロンガスによって破壊されています。

本市では、冷蔵庫（平成8年）及びエアコン（平成11年）のフロン回収を行ってきましたが、家電リサイクル法の施行後は、メーカーによって回収されています。



▲ フロンガス等によるオゾン層の破壊

資料：環境省「オゾン層を守ろう」

8. 市民アンケート調査

市民の環境に関する意識や行動の現状を把握するために、下記の要領でアンケート調査を実施しました。

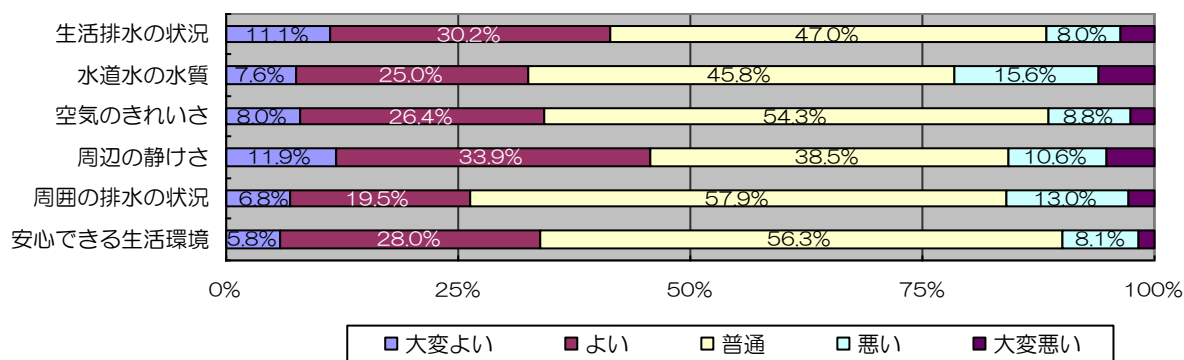
調査期間	平成27年9月4日～18日
調査方法	郵送法
調査対象	20歳以上の無作為に抽出した市民1,008人
有効回収数	416
有効回収率	41.3%

※今回の市民アンケートは、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上の男女別に各84人に実施しました。

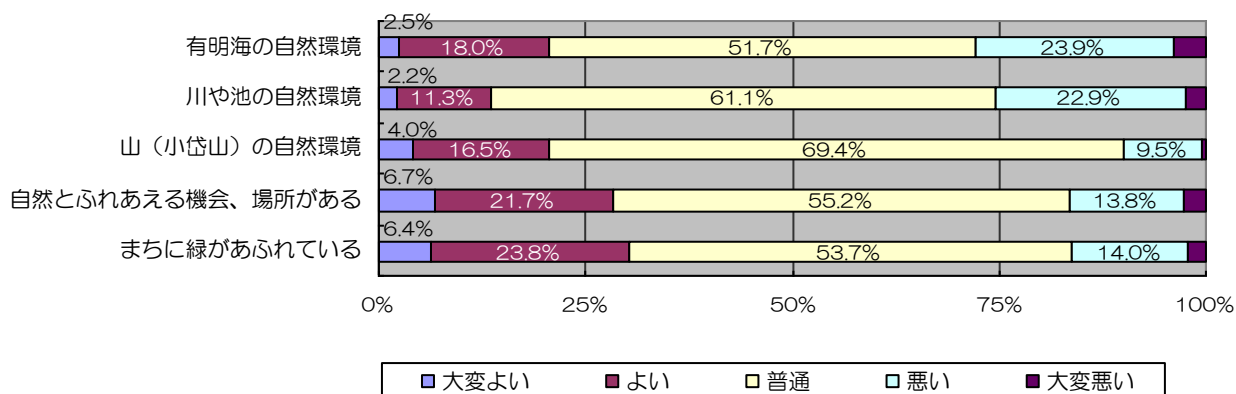
(1) 市民の環境についての考え

市民の意識として、ごみの分別や減量化、家庭での省エネ・節電については、できていると感じている人が多いのですが、水道水の水質や周囲の排水状況、環境学習の実施及び参加については悪い、できていないと感じている人の割合が多くなっています。

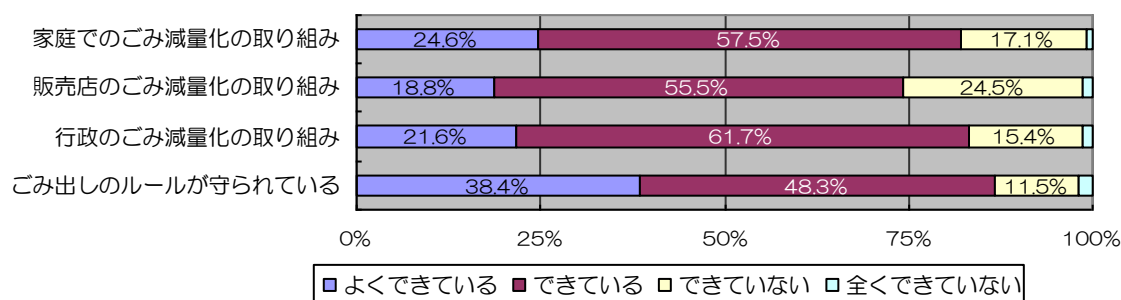
▼ 生活環境についての考え



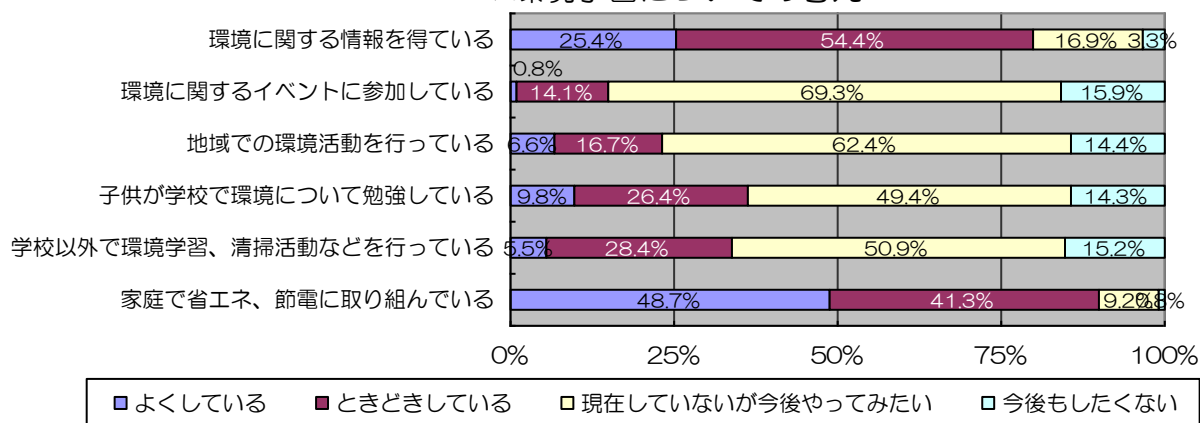
▼ 自然環境についての考え



▼ごみ問題についての考え

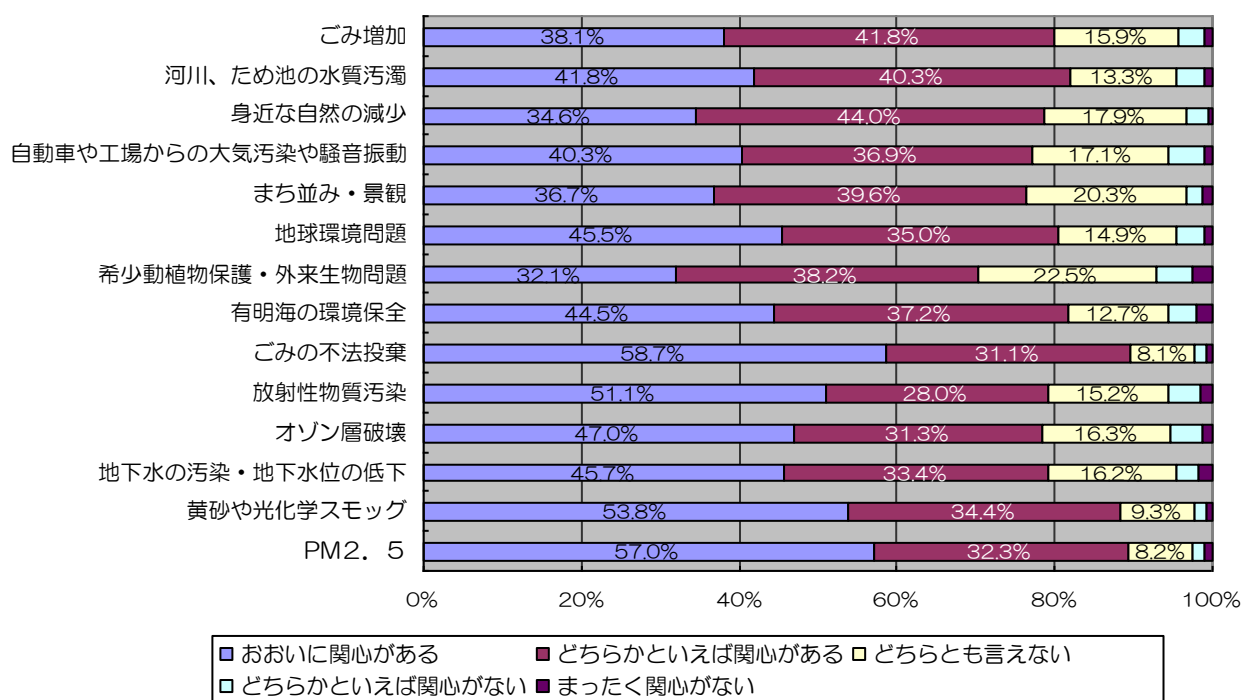


▼環境学習についての考え



(2) 環境問題への関心度

環境問題への関心度は「ごみの不法投棄」など市民の生活に身近なものから、地球規模の「地球環境問題」にまで幅広い分野について市民の関心は高くなっています。最近では特にPM2.5への関心が高くなっています。



第3章 環境の課題



第3章 環境の課題

第1節 環境の課題の抽出

1. 豊かな自然環境の保全

本市の特色である有明海や小岱山には、多くの動植物が生息・生育しており、市街地に近い屋形山などにも、多くの自然が残っており、平成15年度に実施した荒尾市自然環境調査では、貴重な動植物が確認されています。有明海では、昔からアサリ貝やタイラギ貝の採取、ノリの養殖などが行われ、ラムサール条約湿地として登録された荒尾干潟は日本でも有数の渡り鳥の飛来地となっており、保全活動や自然と共生した社会づくりに取り組む必要があります。また、ペットとして持ち込まれたり人や物資の移動に伴って進入したりする外来種によって、地域の生態系へ与える影響が指摘されているため、外来生物に関する情報提供を行っています。

2. きれいな空気の確保

工場等からの排出ガスについては、規制が強化され、新しい技術が導入されてきたことで、大気への影響は少なくなってきました。自動車の排気ガスも1台当たりの汚染量は減ってきていますが、環境にやさしい運転（エコドライブ）による排気ガスを減らすための取組を推進しています。



また、ごみの焼却時に発生するダイオキシン類が問題になっていることもあり、野焼きに関する意識・関心は高まっています。ダイオキシン類の発生だけでなく、煙、臭いの問題もあり、周辺に迷惑のかかる野焼きについては行わないように、啓発・指導に努めています。

近年、大気汚染物質の一つである微小粒子状物質（PM2.5）が問題となっています。荒尾市にも、大気環境を測定する機器が設置されており、PM2.5 や光化学スモッグなどの大気環境を注視しています。

3. きれいな水環境の確保

高度経済成長期には、工場排水により公害問題が発生していましたが、規制の強化によって、問題はほとんどなくなりました。現在では、家庭からの排水や小規模の事業所からの排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。

きれいな水環境を確保するためには、使った水をきれいにして川や海に返すことが大切です。下水道と合併処理浄化槽を効果的に整備するとともに、排水への汚濁量を減らすための取組が必要です。

4. 地下水資源の確保

本市では、水道水源の多くを地下水に依存するとともに、工業用水、農業用水などに利用されています。地下水は、降った雨が地下にしみ込み、長い年月をかけて現在利用している地下水となっています。

地下水を今後も貴重な水資源として利用していくためには、節水に努め、水を大切に利用するとともに、地下へしみ込む水量（^{かんよう}涵養量）を増やすことが大切です。また、地下水は非常に流れが遅いため、一度汚染されると回復が難しく、汚染を未然に防ぐことが重要です。

熊本県では、一部地域での長期的な地下水位の低下、県内各地で散見される硝酸性窒素等の地下水質汚染などの問題を背景に、地下水を公共用水と位置付け、県の管理強化を目的とした熊本県地下水保全条例の改正が平成24年度に行われました。

本市の地下水の問題としても、塩水化や硝酸性窒素汚染があげられ、地下水採取量調査や地下水位、水質の調査を継続して行っていく必要があります。



荒尾・長洲地域地下水利用対策協議会
「水または地下水に関するポスター展」
優秀作品

5. 快適な居住環境の確保

生活する上では、静かで住みやすい環境を守っていくことが必要です。騒音や振動、悪臭についての苦情は多くありませんが、単純に数値では測れない感覚的な要素も大きいいため、対応が難しいのが現状です。



また、本市は毎年多くの観光客が訪れるまちですが、道路へのポイ捨てや管理されていない空き地も目立つため、市内全域の道路清掃や雑草の苦情対応など環境美化に力を入れています。

6. 伝統・文化の継承

本市には、世界文化遺産に登録された万田坑と専用鉄道敷跡をはじめ、岩本橋や宮崎兄弟の生家など数多くの史跡・文化財が残されています。また、700年以上の歴史がある野原八幡宮風流なども現代に伝えられています。

昔から受け継がれてきた伝統や文化は、私たちの生活の中にとけこんでおり、それらを大切にしていくことによって、市民の郷土への誇りと愛着を深めていくことが重要であり、良好な景観資源の保全・継承に取り組んでいきます。

7. 化学物質対策の推進

ごみ焼却炉からのダイオキシン類の発生抑制のために、平成14年12月から焼却炉の規制が強化されたことから、日本国内でのダイオキシン類の発生総量は削減に向かっています。本市においても、大牟田市と共同でごみを固形燃料（RDF）化し、安定的な状態で燃焼させることで、ダイオキシン類の発生抑制を図っています。



大牟田・荒尾RDFセンター

平成23年3月に発生した東日本大震災の原子力発電所事故による一般大気への放射性物質の飛散が問題となり、荒尾市に空間放射線量率を測定する調査機器（モニタリングポスト）が設置されており、市民への情報提供を行っています。

8. 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

ごみ処理の有料化の実施により、ごみ増加の抑制に成果はありましたが、今後、更なるごみの減量化には、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が重要です。

また、小型家電リサイクル法の施行により、平成26年度から荒尾市では、これまで不燃物として取り扱ってきた携帯電話、デジタルカメラやゲーム機などは埋立地での処分ではなく、家電に含まれる有用な金属を再利用するために回収しています。同時に、家電に含まれる鉛などの有害物質を適正に処分することで自然環境を保全することにつながります。

これからも、3Rの取組の普及・啓発を行い、効果的なごみ減量化施策の検討を進めていきます。



9. 不法投棄の防止

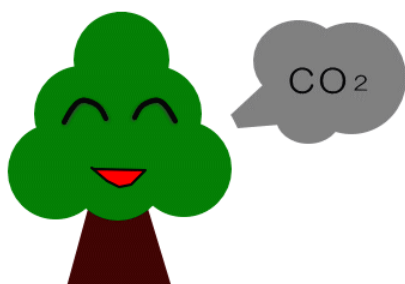
人目に付きにくい場所や管理が行き届いていない場所などへの不法投棄が発生しており、このような場所には、さらに不法投棄が引き起こされるといった悪循環も生じています。不法投棄を行わないための啓発だけでなく、不法投棄をさせにくい環境づくりも重要となっており、地域住民や事業者と行政が協力した取組として、不法投棄防止の看板の設置による啓発やパトロールなどを実施しています。



10. 地球環境問題への取組

① 地球温暖化の防止

地球温暖化は国際社会でも大きな問題となっており、世界規模の会議で取り決めがなされるなど、早急な対応が求められています。地球温暖化は世界中の国が取り組まなければならない大きな問題ですが、一人ひとりの取組の積み重ねが重要です。日頃の生活の中での省エネルギー、省資源を進めるよう、市民、事業者、行政が一体となった取組を進める必要があります。



また、本市だけでは対応が難しいですが、二酸化炭素の吸収源である森林が整備され、市内各地に太陽光パネルが設置されるなど、再生可能エネルギー型社会への転換などへの取組が始まっています。

② オゾン層の保護

家電リサイクル法、自動車リサイクル法の施行に伴い、冷蔵庫やエアコンからのフロンガスの回収が進み、地球環境への負荷が小さいノンフロン機器への変換が進められています。

オゾン層の破壊によって、地表に降り注ぐ紫外線量の増加が叫ばれており、特に影響の大きい南半球では紫外線対策が進められています。荒尾市においても、小中学校など教育現場では屋外での帽子着用など紫外線の悪影響防止のための対策が図られています。

11. 環境教育、環境学習の推進

本計画策定時に実施した市民アンケート調査結果によると、環境学習や地域の清掃活動などへの参加は低い状況にあります。今後も環境活動等に参加するつもりがないと回答した割合も比較的大きいですが、大半の人は、機会があれば環境学習に参加したいとの回答でした。

国の方策としても、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」となり、国民、事業者、民間団体の協働取組のなお一層の推進が求められており、地方自治体や学校教育で環境保全・環境教育の果たす役割が重要となっています。

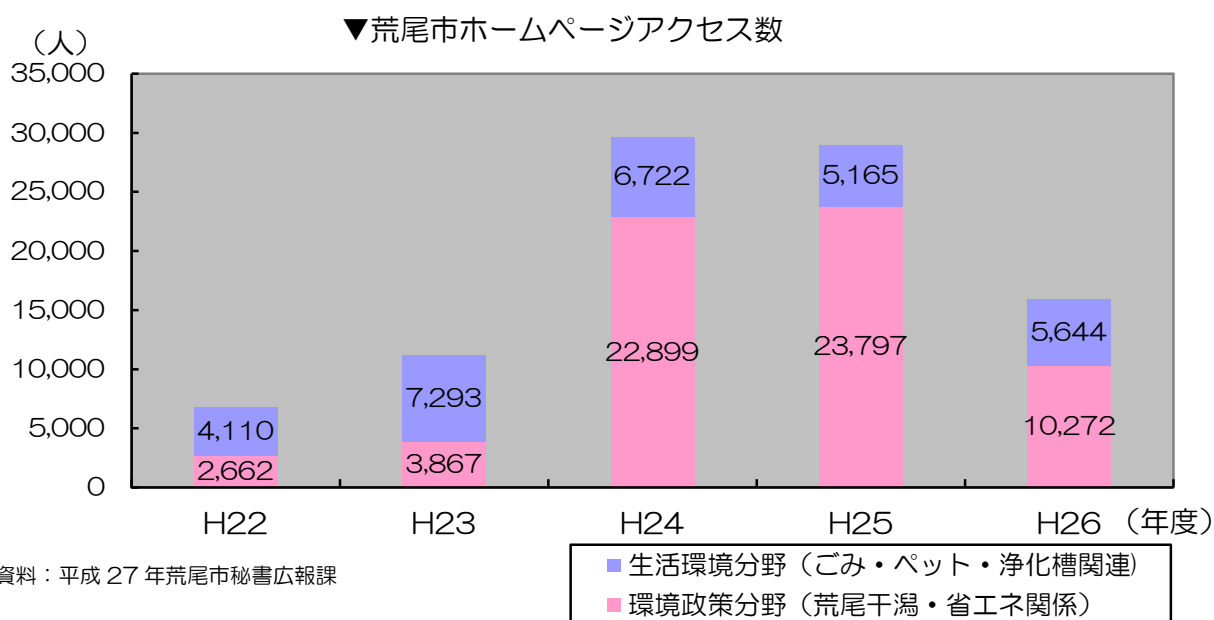
しかし、学校での環境学習を推進していく上で、時間や予算の不足、情報や人材の提供を求める声もあげられており、学校と行政が協力して取り組む仕組みづくりが必要であり、地域での環境活動参加促進を図るための情報提供や、一般の市民を対象とした環境学習制度の構築などにも努めていきます。

12. 環境情報のネットワーク化と活用

情報化が進み、インターネット等を通じて様々な情報が入手できる時代となっています。そのような社会の中で、有用な情報を探すことも非常に重要です。行政の役割としては、分かりやすく、正しい情報の提供が求められており、ホームページ等を利用した情報提供を行っています。

また、環境保全活動を行っている団体・個人の連携を密にし、ネットワーク化を進めていくことで、大きな効果をもたらすことが期待できます。

平成24年度と平成25年度においては、PM2.5への関心や、荒尾干潟のラムサール条約湿地登録によるアクセス数が増加したと考えられます。今後も環境保全の推進に関する情報を発信し、ホームページの充実を図ります。



13. 協働のまちづくりの推進

近年、高齢化や地方分権の進展などに伴い、行政に対して、よりきめの細かな取組が求められるようになってきました。しかし、多様化した市民のニーズに応えるには行政の力だけでは不十分であり、市民、事業者、地域自治組織などと協力・連携していく「協働」が求められています。

環境保全活動については、日常生活との関連が強く、市民や事業者との協働の取組は欠かせません。「協働のまちづくり」でも、環境保全活動は重要な一分野となっており、今後ますます協働の取組が重要視されていくものと考えられることから、市民や事業者との情報の共有など緊密な連携を図っていきます。

第2節 課題の解決に向けて

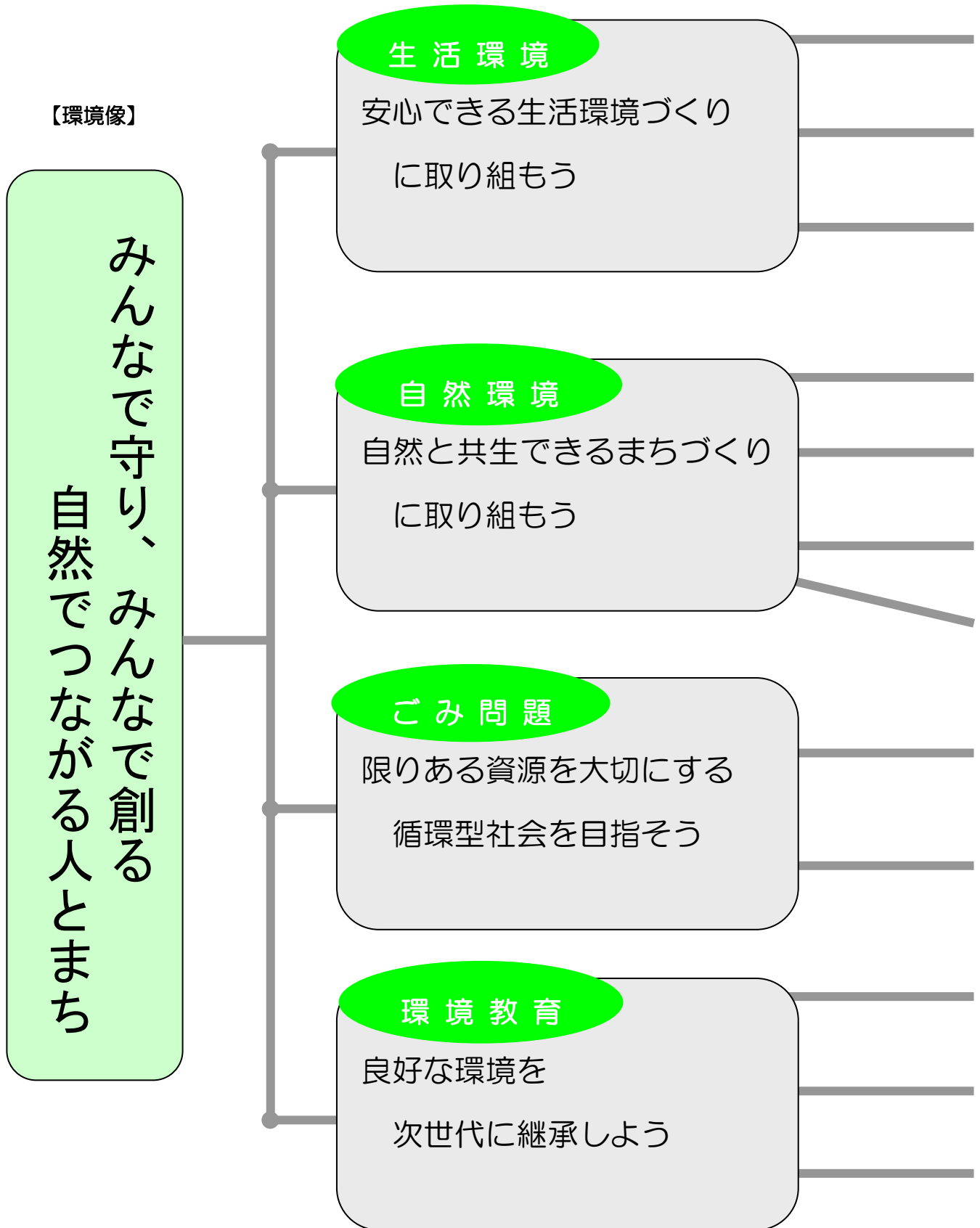
先に述べた環境の課題の解決に向けては、具体的な環境行動を次章で示しています。課題から導き出される必要な施策を第1章であげた四つの柱（基本方針）に整理し、具体的施策、市民・事業者・行政といった各主体の環境行動として展開していきます。



第4章 施策の展開



生物教室（岩本橋）



【施策の方針】

(環境目標)

【具体的施策】

きれいな水を確保しよう

- 家庭から出る排水をきれいにします
- 事業活動から出る排水をきれいにします

おいしい空気を大切にしよう

- 空気を汚さないようにします

快適な生活の場をつくろう

- 静かで住みやすい環境を守ります
- 清潔できれいなまちづくりに取り組みます
- 安心できる生活を守ります

豊かな自然環境を守っていこう

- 山（小岱山）の自然環境を守っていきます
- 川や池の自然環境を守っていきます
- 有明海の自然環境を守っていきます
- 貴重な動植物を守ります

自然を身近に感じよう

- 自然とふれあえる機会を確保します
- 緑あふれるまちづくりに取り組みます

貴重な地下水資源を守っていこう

- 地下水を大切にします
- 地下水を汚さないようにします
- 地下水の利用実態を知ります

歴史や景観を守っていこう

- 文化遺産を守っていきます
- 美しい景観を守っていきます

ごみを出さない社会を目指そう

- ごみの発生を元から抑えます（リデュース）
- ものを大切にしてお返しします（リユース）
- 資源としての再生利用に努めます（リサイクル）
- ごみの減量化に努めます

ごみは適正に処理しよう

- ごみはルールを守って出します
- 不法投棄のない環境をつくります

環境について学習しよう

- 環境に関心を持てる体制づくりに努めます
- 互いに学びあえる体制づくりに努めます

環境にやさしい地域体制を整えよう

- 地域組織の環境活動の輪を広げていきます
- 事業活動での環境にやさしい取組を推進します

地球環境の課題に取り組もう

- 地球温暖化対策に取り組みます
- 酸性雨やオゾン層破壊などの対策に取り組みます

第4章 施策の展開

第1節 安心できる生活環境づくりに取り組もう（生活環境）

基本方針の「安心できる生活環境づくりに取り組もう」を実現するために下記の三つの環境目標（施策の方針）を設定します。

【環境目標】

1. きれいな水を確保しよう
2. おいしい空気を大切にしよう
3. 快適な生活の場をつくろう



自動車交通



四ツ山からの風景

1. きれいな水を確保しよう 《水》

私たちが生きていくために最も大切なものの一つが「水」です。

普段なにげなく使っている水は、長い年月を経て私たちのもとにやってきます。私たちが使った水は、きれいにして川や海へ返すことが大切です。

(1) 荒尾市の現在の環境

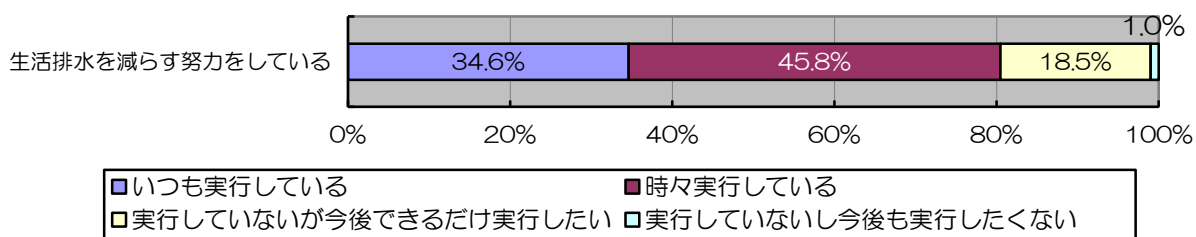
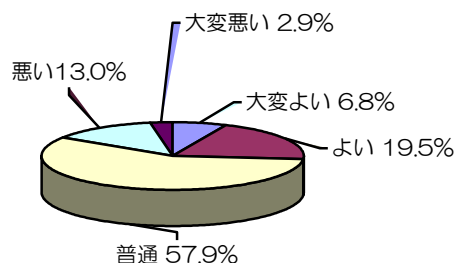
市民アンケート調査結果によると、排水の状況については「普通」という意見が大半を占めており、下水道等の整備状況が関係していると考えられます。

下水道の整備、浄化槽の設置補助事業などにより、汚水処理人口普及率は年々向上しています。

普段の生活の中で、「生活排水を減らす取組」は約8割の市民が実践しており、環境負荷の少ない洗剤の使用や風呂の残り湯の再利用といった取組意見があります。

一方で取組の面倒さ等から取り組まれていない市民も多く、一人ひとりの関心を高め、行動につなげるために啓発活動に力を入れることが必要です。

▲ 周囲の排水の状況



▲ 生活排水を減らす取組

(2) 関連する参考指標

汚水処理設備整備状況	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
汚水処理人口普及率	69.3%	73.6%	79.4%
下水道普及率	63.4%	65.9%	70.7%
浄化槽普及率	5.9%	7.6%	8.7%

工場排水基準適否結果	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
不適合件数 ／ 延べ実施件数	0件 ／ 13件	1件 ／ 9件	0件 ／ 8件

※平成22年度に立入調査を実施した結果、不適合となった事業所では、排水処理設備の整備不良が発見されたため、設備を修理し、正常に稼働するように指導しました。

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

きれいな水を確保しよう

【具体的施策】

- ◆ 家庭から出る排水をきれいにします
- ◆ 事業活動から出る排水をきれいにします

具体的施策	主体	環境行動
◆家庭から出る排水をきれいにします	市民	調理くずなどは排水口に流さないようにします。
		食用油は排水口に流さず、適正な廃棄に努めます。
		合成洗剤等の使用を減らし、環境負荷の少ない石けんなどの使用に努めます。
		下水道が整備されている地域では、速やかに接続します。
		下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
		浄化槽の定期的な保守・点検・整備に努めます。
	行政	行政の水質調査に協力します。
		生活排水からの汚れを少なくするような行動の啓発に努めます。
		下水道の整備に努め、整備地域での下水道への接続を促します。
		下水道未整備地域での合併処理浄化槽の設置促進に努めます。
浄化槽や下水の汚泥柵の適正管理が行われるよう啓発・指導に努めます。		
国や県と協力し、公共用水域の調査を行い、結果を分かりやすく公表します。		

具体的施策	主体	環境行動
◆事業活動から出る排水をきれいにします	事業者	工場・事業場排水については排出基準を遵守します。
		農薬・化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、汚染物質の流出防止に努めます。
		家畜のふん尿が流れ出さないよう適正に管理します。
		洗剤等の適正使用に努めます。
		下水道が整備されている地域では、速やかに接続します。
		下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
		浄化槽は定期的に保守・点検・整備します。
		行政の水質調査に協力し、排水の自主的な検査に努めます。
	行政	公共施設から出る排水を適正に管理します。
		工場・事業場の排水基準が遵守されるよう監視・指導を行います。
		農薬・化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業を奨励します。
		畜産業から発生するふん尿の適正管理の指導を行います。
		学校や公共施設での石けんの積極的な使用に努めます。
		下水道の整備に努め、整備地域での下水道への接続を促します。
		下水道未整備地域での合併処理浄化槽の設置促進に努めます。
排水処理施設の適正管理が行われるよう啓発・指導に努めます。		
国や県と協力し、公共用水域の調査を行い、結果を分かりやすく公表します。		

2. おいしい空気を大切にしよう 《大気》

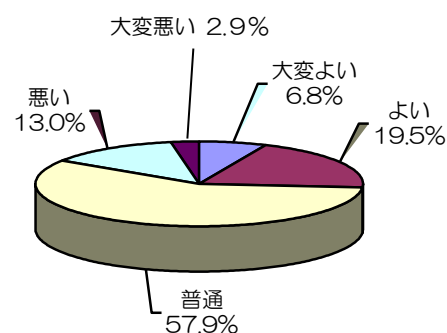
普段気にすることはあまりありませんが、生物が生きていくうえで欠かせないものが「空気」です。私たちが健康的な生活を営むために、きれいな空気を守っていかねばなりません。

(1) 荒尾市の現在の環境

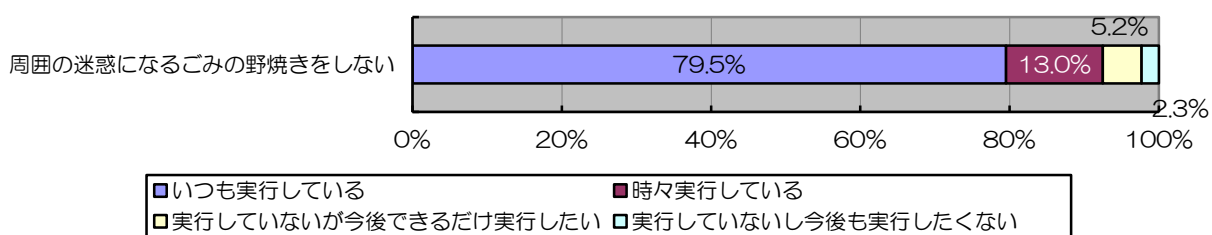
大気環境については、市民は「普通」と感じており、今後一層の監視を続けていく必要があります。

本市には、大きな工場は少ないため、大気環境を良好な状態に保つためには、自動車からの排気ガスを減らすための取組に力を入れる必要があります。自動車使用の際に、アイドリングストップなどの環境にやさしい運転に心がける必要があります。

また近年、PM2.5などの数値が高い傾向を示すことがあることから、今後も変化を注視するとともに、注意喚起情報が出た場合は市民への情報周知・広報を行います。また、野焼きに対する苦情・相談も多く、今後も意識の高揚・啓発に努めていきます。



▲ 空気のきれいさ



▲ 野焼きに関する配慮

(2) 関連する参考指標

	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
野焼きの苦情処理件数	21件	27件	21件

大気汚染調査結果	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)	基準値
二酸化窒素環境基準達成率（自動車交通）	100%	100%	100%	—
二酸化硫黄濃度年平均値	0.004ppm	0.001ppm	0.002ppm	0.04ppm 以下
二酸化窒素濃度年平均値	0.014ppm	0.011ppm	0.006ppm	0.06ppm 以下
浮遊粒子状物質年平均値	0.031mg/m ³	0.024mg/m ³	0.020mg/m ³	0.1 mg/m ³ 以下

	(H24)	(H25)	(H26)	基準値
微小粒子状物質 (PM2.5) 年平均値	18.6 μg/m ³	18.6 μg/m ³	18.7 μg/m ³	15.0 μg/m ³ 以下

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

おいしい空気を大切にしよう

【具体的施策】

◆ 空気を汚さないようにします

具体的施策	主体	環境行動
◆空気を汚さないようにします	市民	野焼き（ごみの自家焼却処理）はしません。
		移動時には、できるかぎり徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
		自家用車の適正な整備を行い、 unnecessaryな荷物は載せないようにします。
		急発進、急加速をせず、アイドリングストップ（駐停車時のエンジン停止）などの環境にやさしい運転に努めます。
		車の買い替えの際には、低公害車・低燃費車の購入に努めます。
		行政の大気汚染調査に協力します。
	事業者	適正な施設処理以外でのごみ焼却はしません。
		通勤や移動時には、できるかぎり徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
		業務用車両の適正な整備を行い、 unnecessaryな荷物は載せないようにします。
		急発進、急加速をせず、アイドリングストップなどの環境にやさしい運転に努めます。
		駐車場利用者にアイドリングストップの呼びかけを行います。
		業務用車両の小型化、低公害車・低燃費車の購入・利用に努めます。
		工場等から発生する排出ガスについては排出基準を遵守し、排出ガス量の削減に努めます。
		工場から排出するガスの自主的な検査に努め、行政の大気汚染調査に協力します。

具体的施策	主体	環境行動
◆空気を汚さない ようにします (つづき)	行政	野焼きを行わないように啓発・指導に努めます。
		通勤や移動時には、できるかぎり徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
		徒歩や自転車等の利用、公共交通機関の利用促進に向けた啓発に努めます。
		公用車の適正な整備を行い、不必要な荷物は載せないようにします。
		急発進、急加速をせず、アイドリングストップなどの環境にやさしい運転に努めます。
		環境にやさしい運転について、啓発に努めます。
		駐車場利用者にアイドリングストップの呼びかけを行います。
		公用車の小型化、低公害車・低燃費車の購入・利用に努めます。
		公共施設から発生する排出ガスについては排出基準を遵守し、排出ガス量の削減に努めます。
		工場等から発生する排出ガスの基準が遵守されるよう監視・指導を行います。
		県と協力し、大気汚染状況の調査・監視に努め、大気汚染状況を分かりやすく公表します。
		PM2.5の注意喚起や光化学スモッグの注意報などの情報を周知・広報します。

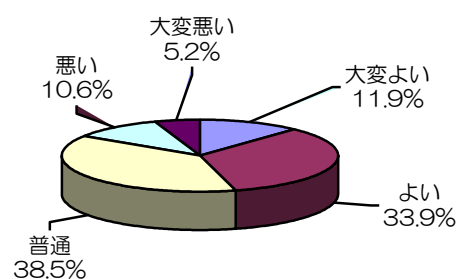
3. 快適な生活の場をつくろう 《居住環境》

騒音などのない静かできれいな環境は、私たちが生活する上での基本的な条件です。
 ダイオキシン類や放射性物質による汚染などが問題化し、新たな対応も求められています。

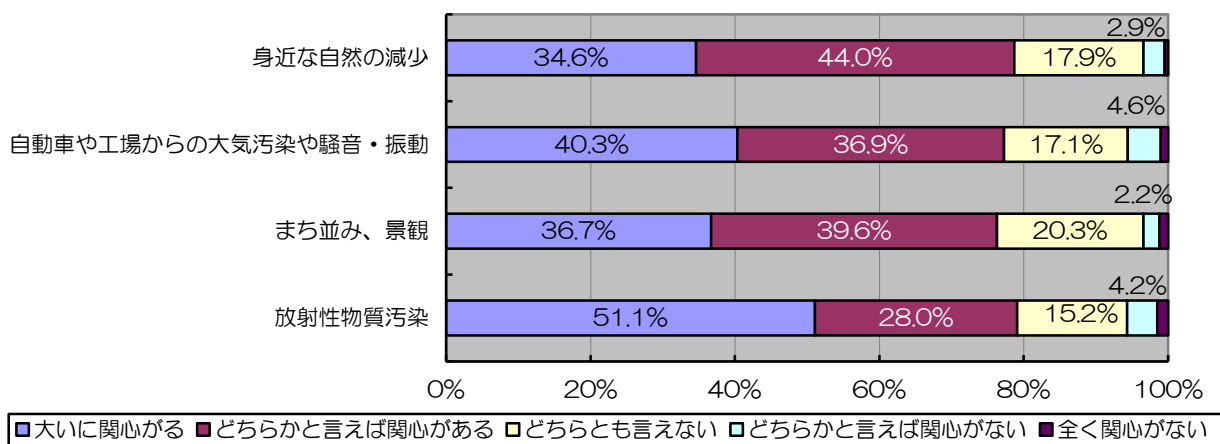
(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

市民アンケート調査結果によると、周辺の静けさでは「よい」と「普通」を合わせると80%を超えています。市街地や主要道路近辺では「悪い」という意見が多くなっています。騒音や振動は、交通量の増減により大きく影響します。また、自動車やバイクによる交通のマナーに対する意見が多く見られました。



▲ 周辺の静けさ



▲ 環境問題への関心度

(2) 関連する参考指標

騒音等の状況	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
苦情処理件数 (騒音・振動・悪臭)	7件	6件	6件
騒音環境基準 昼夜達成状況 (自動車騒音)	昼間 2/2地点 夜間 1/2地点	昼間 2/2地点 夜間 1/2地点	昼間 0/2地点 夜間 0/2地点

※平成 27 年荒尾市環境保全課

清掃イベント時 ごみ収集量	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
環境美化清掃	(シティモール) 340kg	(シティモール) 210kg (H21)	(万田坑) 390kg
主要道路清掃	870kg	390kg	360kg
海岸清掃	3,490kg	2,080kg	580kg

(※H22 年は雨天により中止)

※平成 27 年荒尾市環境保全課

狂犬病予防接種	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	(H26)
狂犬病予防接種率	46.4%	64.5%	59.8%

※平成 27 年荒尾市環境保全課

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

快適な生活の場をつくろう

【具体的施策】

- ◆ 静かで住みやすい環境を守ります
- ◆ 清潔できれいなまちづくりに取り組みます
- ◆ 安心できる生活を守ります

具体的施策	主体	環境行動
◆静かで住みやすい環境を守ります	市民	テレビ・カラオケなどの音響機器の使用に当たっては、近所の迷惑にならないように配慮します。
		車の空ぶかし、急発進、急加速をしないようにします。
		ペットの鳴き声が近所の迷惑にならないように配慮します。
	事業者	工場では、低騒音・低振動型機械の使用など防音・防振対策に努めます。
		事業場では音や振動が周辺の迷惑にならないように配慮します。
		車の空ぶかし、急発進、急加速をしないようにします。
		においの発生する施設では、適切な施設整備を行います。
		<small>ひかりがい</small> 光害防止のため照明方法に配慮するなど、屋外照明の適正化に努めます。
	行政	公共事業・公共施設からの騒音・振動の低減に努めます。
		騒音・振動の規制・指導に努めます。
		車の空ぶかし、急発進、急加速をしないようにします。
		自動車騒音調査を継続的に実施します。
		交通渋滞の緩和に向けた道路整備や案内標示による誘導に努めます。
		においの発生する公共施設では、適切な施設整備を行います。
		悪臭防止について啓発・指導に努めます。
		<small>ひかりがい</small> 光害防止のため照明方法に配慮するなど、屋外照明の適正化に努めます。
		<small>ひかりがい</small> 光害対策について啓発に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆清潔できれいなまちづくりに取り組みます	市民	身の回りの環境美化に努めるとともに、周辺地域の清掃に取り組みます。
		空き地に雑草の繁茂することのないよう除草等の管理を行います。
		犬の散歩の際には、フンの後始末をきちんと行います。
		ペットを飼育する際は、マナーを守ります。
		空き缶やタバコのポイ捨てをしないようにします。
	事業者	敷地内の清潔に努め、周辺地域の清掃に積極的に取り組み、きれいなまちづくりに協力します。
		空き地は除草等の管理を行い、美化に努めます。
		空き缶やタバコのポイ捨てをしないようにします。
	行政	公共施設の除草・清掃に努めます。
		多くの人に参加しやすい清掃活動のイベントを実施します。
		雑草除草、ペット飼育のマナー等の啓発を行います。
		雑草が繁茂している空き地等については、所有者・管理者に適正な管理を行うよう指導します。
		空き缶やタバコのポイ捨てなどのまちを汚す行為を行わないよう啓発に努めます。



具体的施策	主体	環境行動
◆安心できる生活を守ります	市民	除草剤・殺虫剤などの使用については、毒性の低いものを使用し、隣近所の迷惑にならないように配慮します。
		犬を飼う際は放し飼いをせず、登録、狂犬病予防注射を行います。
		ペットを捨てたりしないようにします。
	事業者	農薬などの散布時には周辺環境に配慮し、使用回数や量を減らすように努めます。
		環境に害を与える化学物質の適正な使用・管理を行います。
		ペットの販売の際には、飼い方の説明などを行います。
	行政	環境に害を与える化学物質の適正な使用・管理を行います。
		農薬・化学物質などの使用・管理について啓発・指導に努めます。
		ダイオキシン類、アスベスト、放射性物質などの正しい認識を持ってもらえるよう啓発に努めます。
		犬を飼う際は、放し飼いをせず、登録、狂犬病予防注射が行われるよう指導・啓発を行います。
		ペットを捨てないよう啓発に努めます。

第2節 自然と共生できるまちづくりに取り組もう（自然環境）

基本方針の「自然と共生できるまちづくりに取り組もう」を実現するために下記の四つの環境目標（施策の方針）を設定します。

【環境目標】

1. 豊かな自然環境を守っていこう
2. 自然を身近に感じよう
3. 貴重な地下水資源を守っていこう
4. 歴史・文化や景観を守っていこう



ナガサキアゲハ



お田植え祭（野原）

1. 豊かな自然環境を守っていこう 《自然環境》

小岱山や有明海などの豊かな自然を市民の財産として守り育てながら、都市空間と自然が調和する共生のまちづくりを目指します。

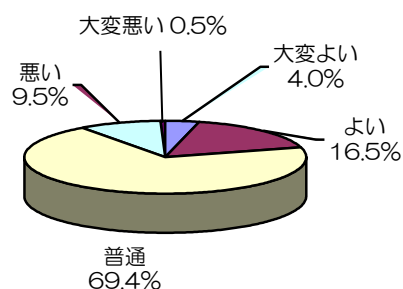
新たな問題として、生態系をかく乱するとされる外来種への対応も求められています。

(1) 荒尾市の現在の環境

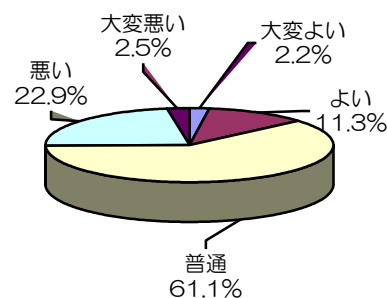
○市民意識（市民アンケート調査）

市民アンケート調査結果によると、山の自然環境については「よい」と感じている人が多く、川や池については「よい」、「悪い」と感じている市民が同じ位の割合、有明海については悪いと感じる市民が多くなっています。

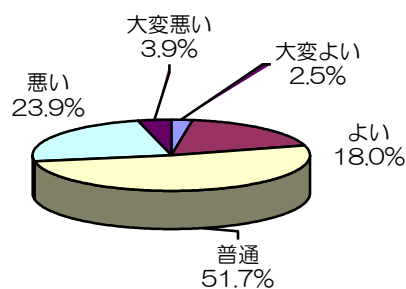
自然を大切にしているかについては、多くの人が自然を破壊しないよう気をつけていると答えています。有明海には、固有の生態系が形成されており、小岱山のふもとには、日本で3ヶ所しか自生が確認されていないトキワマンサクが確認されるなど、貴重な動植物の保護にも努めていく必要があります。



▲ 山の自然環境



▲ 川や池の自然環境



▲ 有明海の自然環境

(2) 関連する参考指標

河川水質 BOD	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)	基準値
関川（助丸橋）	1. 1 mg/ℓ	1. 1 mg/ℓ	1. 1 mg/ℓ	2 mg/ℓ 以下
浦川（中増永橋）	1. 9 mg/ℓ	2. 7 mg/ℓ	2. 2 mg/ℓ	5 mg/ℓ 以下
浦川（一部橋）	3. 2 mg/ℓ	7. 1 mg/ℓ	5. 8 mg/ℓ	8 mg/ℓ 以下
菜切川（波華家橋）	3. 6 mg/ℓ	2. 8 mg/ℓ	1. 6 mg/ℓ	3 mg/ℓ 以下
行末川（行末橋）	2. 5 mg/ℓ	1. 7 mg/ℓ	2. 7 mg/ℓ	3 mg/ℓ 以下

※平成 26 年度熊本県水質調査報告書

海域水質 COD	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)	基準値
荒尾地先 (st-1)	2. 7 mg/ℓ	2. 1 mg/ℓ	2. 2 mg/ℓ	2 mg/ℓ 以下
荒尾地先 (st-2)	2. 5 mg/ℓ	2. 4 mg/ℓ	2. 5 mg/ℓ	2 mg/ℓ 以下

※平成 26 年度熊本県水質調査報告書

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

豊かな自然環境を守っていこう

【具体的施策】

- ◆ 山（小岱山）の自然環境を守っていきます
- ◆ 川や池の自然環境を守っていきます
- ◆ 有明海の自然環境を守っていきます
- ◆ 貴重な動植物を守ります






具体的施策	主体	環境行動
◆山（小岱山）の自然環境を守っていきます	市民	山に行った際には、ごみを捨てずに持ち帰ります。
		山の美化に取り組みます。
		野生動植物の生息・生育場所にむやみに立ち入りません。
		自然を大切にし、樹木を傷つけたりしません。
	事業者	山を汚す行為をせず、美化に努めます。
		開発行為に当たっては、野生動植物の生息・生育場所を壊すことのないよう配慮するなど、自然環境の保全に努めます。
	行政	ごみを捨てず、自然を大切にできるよう啓発に努めます。
		野生動植物の生息・生育場所の保全に努めます。
		自然環境の保全に努めるように開発行為への適切な指導を行い、公共工事においても十分な配慮を行います。

具体的施策	主体	環境行動
◆川や池の自然環境を守っていきます	市民	川や池に行った際には、ごみを捨てずに持ち帰ります。
		川や池の美化に取り組みます。
		家庭から出る排水をきれいにし、川や池の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	事業者	川や池を汚す行為をせず、美化に努めます。
		事業活動から出る排水をきれいにし、川や池の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	行政	河川管理を適切に行います。
		川や池の美化意識の啓発を行います。
		生活排水・事業場排水対策を推進し、川や池の生き物の住みやすい環境整備に努めます。
		護岸工事の際には、多自然型工法による環境整備に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆有明海の自然環境を守っていきます	市民	海に行った際には、ごみを捨てずに持ち帰ります。
		海の美化に取り組みます。
		家庭から出る排水をきれいにし、海の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	事業者	漁業系廃棄物の適正処理など、干潟の保全に配慮した事業活動を行います。
		海を汚す行為をせず、美化に努めます。
		事業場から出る排水をきれいにし、海の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	行政	海岸清掃に取り組み、海を大切にしよう啓発に努めます。
		出前講座などで、荒尾干潟が登録されたラムサール条約についての周知を図ります。
		環境学習会を行い、干潟の生き物に関する情報を提供し、生物多様性保全の啓発に努めます。
		生活排水（合併処理浄化槽）・事業場排水対策を推進し、海の生き物のすみやすい環境整備に努めます。
		国・県及び周辺市町村と連携を図り、荒尾干潟の生物多様性保全を推進するとともに、保全活動が市民に広がるように啓発を行います。

具体的施策	主体	環境行動
◆貴重な動植物を守ります	市民	貴重な動植物を持ち帰ったりしません。
		地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種（外来生物）を飼育・栽培しないようにし、自然に放したりしません。
	事業者	貴重な動植物の捕獲・採取を行いません。
		地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種（外来生物）を販売しないようにします。
	行政	貴重な動植物の捕獲・採取を行わないよう啓発を行います。
		地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種（外来生物）に関する情報を把握し、外来種が広がらないよう啓発に努めます。
		貴重な動植物が生息し、自然が残る地域を保全していきます。

外来生物の問題点

<p>■外来生物が在来の生き物を食べてしまうことにより、本来の生態系が乱されてしまう。</p> 	<p>■外来生物が、日陰を作ってしまうことで、在来植物の生活を奪ってしまったり、在来生物と同じ餌を食べることにより、エサを巡って競争がおこる。</p> 	<p>■近縁の在来生物と交雑して雑種を作ってしまう、在来生物の遺伝的な独自性がなくなる。</p> 
<p>■毒を持っていることなどによる被害。</p> 	<p>■農林水産物を食べたり、畑を踏み荒らしたりすることによる被害。</p> 	<p>※外来生物について、詳しく知りたい方は、環境省ホームページをご覧ください。</p> <p>http://www.env.go.jp/</p>

資料：環境省ホームページ

2. 自然を身近に感じよう 《自然とのふれあい》

自然と共生した社会づくりには、自然とのふれあいの機会を持つことが大切です。

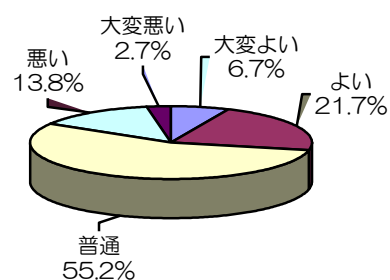
普段の生活の中で自然とのかかわりを持つように努め、自然体験イベントなどに参加することで自然を大切にすることが育まれます。

(1) 荒尾市の現在の環境

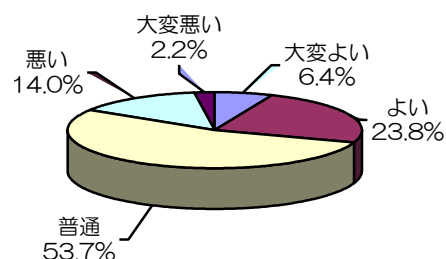
○市民意識（市民アンケート調査）

市民アンケート調査結果によると、自然とのふれあいの機会や場所については、「よい」「普通」と感じる割合が多く、自然を身近に感じていることがうかがえます。

「昔は自然とふれあう機会が多くあったが、最近は減ってきている。」との意見もあり、荒尾干潟での「マジック釣り大会」や関川での「生物教室」など自然とふれあえる環境体験イベントの情報をさらに提供し、参加してもらう必要があります。その他、公園の整備を求める意見があったことから、安全に自然とふれあえる場所の確保が求められます。



▲ 自然とふれあえる機会、場所がある



▲ まちに緑があふれている



ホタルの放流（東屋形）



ホタルの幼虫とカワニナ

(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
市民一人当たりの都市公園面積	7.19m ²	7.29m ²	7.54m ²
梨の花ウォーク参加者数	578人	573人	531人
マジック釣り大会参加者	369人	566人	958人

※平成 27 年荒尾市土木課、産業振興課、農林水産課



マジック釣り大会



梨花元気ウォーク

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

自然を身近に感じよう

【具体的施策】

- ◆ 自然とふれあえる機会を確保します
- ◆ 緑あふれるまちづくりに取り組みます

具体的施策	主体	環境行動
◆自然とふれあえる機会を確保します	市民	自然とふれあえる場所を大切にします。
		日常生活での自然とのふれあいを大切にします。
		地域での自然の中で学べる機会を確保するように努めます。
		自然を体験できるイベントに参加します。
	事業者	開発行為に当たっては、自然とふれあえる場所を残すように努めます。
		自然を体験できるイベントの開催に協力します。
	行政	小岱山県立自然公園の遊歩道など、自然とふれあえる場所の整備に努めます。
		地域での取組の支援を行います。
		自然を体験できるイベントを実施します。
		自然とのふれあいの大切さの啓発に努めます。



紅葉狩りウォーク（小岱山）

具体的施策	主体	環境行動
◆緑あふれるまちづくりに取り組みます	市民	生け垣などの緑化に努めます。
		地域で花壇などの整備を行います。
	事業者	敷地内への植栽、プランターによる緑化などを進めます。
		施設建設時には、緑化に配慮します。
	行政	街路樹などの緑地を確保し、公共施設の緑化に努めます。
		地域での緑化の取組への支援を行います。
緑化意識の啓発に努めます。		



おもやり市民花壇（大島）



グリーンカーテン（市役所）

3. 貴重な地下水資源を守っていこう 《地下水資源》

大きな河川を持たない本市にとっては、生活用水や工業用水として地下水は欠かせないものになっています。

この地下水を今後も利用していくために、大切に使う必要があります。

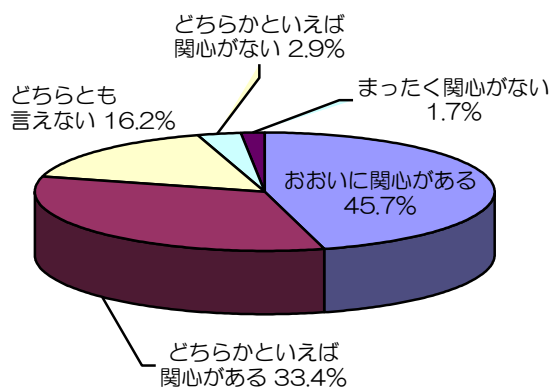
(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

荒尾市は水道水の一部に地下水を使用しており、今後も大切に利用していかなければなりません。

近年、硝酸性窒素による汚染や塩水化が確認されており、荒尾地域硝酸性窒素削減計画による取組や地下水の保全に努めていく必要があります。

また、地下水以外の水源として有明工業用水の水利権転用で菊池川表流水の水源を確保し、平成24年度から、大牟田市との共同浄水場による配水を開始しています。



▲ 地下水の保全、地下水位の低下への関心

地下水保全都市宣言

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源については特に重要である。

荒尾市においても、地下水は長い年月にわたって多方面に利用され、市民生活や都市発展に大きく寄与してきた。

しかし、今日における自然環境の破壊や無秩序な地下水の開発、更には涵養源の減少などにより、水質の悪化や水位の低下を来し、今や質・量ともに憂慮される状況にある。

よって、本議会は地下水が市民生活にとってかけがえのない貴重な資源、財産であることを認識するとともに、後世まで守り伝えていくことを誓い、ここに荒尾市を地下水保全都市とすることを宣言する。

平成9年3月21日

荒尾市議会

(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
硝酸性窒素汚染環境基準超過率 (県調査指標井戸)	25.7%	20.0%	16.7%
地下水揚水量 (県条例届出対象井戸)	10,974 km ³	9,531 km ³	5,896 km ³
市関連施設の水道使用量	222 km ³	215 km ³	173 km ³
エコファーマー認定農家数	23戸	69戸	183戸

※地下水揚水量（H26）は、有明浄水場の稼動により減少。

※平成 26 年度熊本県水質調査報告書、平成 27 年荒尾市環境保全課、農林水産課

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

貴重な地下水資源を守っていこう

【具体的施策】

- ◆ 地下水を大切にします
- ◆ 地下水を汚さないようにします
- ◆ 地下水の利用実態を知ります

具体的施策	主体	環境行動
◆地下水を大切に します	市民	水を大切に利用し、節水に努めます。
		お風呂の残り湯は、洗濯や庭木の散水に再利用します。
		敷地内の緑化に努めます。
	事業者	水を大切に利用し、節水に努めます。
		水の循環利用や雨水の地下浸透に努めます。
		敷地内の緑化に努めます。
	行政	学校や公共施設での節水に積極的に取り組みます。
		水の大切さについて啓発に努めます。
		し尿処理場、下水処理場などの処理水の再利用に努めます。
		透水性舗装の導入など雨水の地下浸透に努めます。
		公共施設の緑化に努めます。
		県や周辺自治体と協力して、地下水保全に取り組みます。

具体的施策	主体	環境行動
◆地下水を汚さないようにします	市民	生活排水の適正処理に努めます。
	事業者	適正な排水処理を行います。
		硝酸性窒素汚染を防ぐため、適正施肥や家畜ふん尿の適正処理を行います。
		有害物質を使用する施設では、地下に浸透しないよう厳重な管理を行います。
	行政	適正な排水処理を行います。
		適正な排水処理が行われるよう啓発・指導に努めます。
		硝酸性窒素汚染の低減のため、荒尾地域硝酸性窒素削減計画を推進します。
		有害物質の適正管理が行われるよう啓発・指導に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆地下水の利用実態を知ります	市民	行政の地下水採取量調査や水質調査に協力します。
	事業者	行政の地下水採取量調査や水質調査に協力します。
		水量測定器を設置し、使用水量の把握に努めます。
	行政	地下水の採取量と水位の調査を行い、地下水の利用実態の把握に努めます。
		地下水の定期的な水質調査を行い、地下水汚染の早期発見に努めます。
		塩水化の状況把握に努めます。

4. 歴史・文化や景観を守っていこう 《伝統・文化》

世界文化遺産に登録された万田坑と専用鉄道敷跡やその他の文化遺産などの景観を残していく必要があります。

(1) 荒尾市の現在の環境


○ 荒尾市の史跡・文化財

市内には、小岱山古窯跡群や別当塚古墳群、岩本橋などの史跡・文化財があります。また、平成27年、本市の発展にも大きく関わってきた万田坑と専用鉄道敷跡が、大牟田市の宮原坑などとともに、世界文化遺産に登録されました。



万田坑

▼ 荒尾市の史跡・文化財

	史跡・記念物	文化財
国指定	<ul style="list-style-type: none"> 史跡 三井三池炭鉱（宮原坑、万田坑） ※宮原坑は大牟田市になりますが、三井三池炭鉱として一括で指定を受けています 	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財 （建造物）三井石炭鉱業株式会社 三池炭鉱（旧万田坑施設） 重要美術品 武装石人
県指定	<ul style="list-style-type: none"> 史跡 小岱山古窯跡群、小岱山製鉄跡群 宮崎兄弟の生家、別当塚古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財 （建造物）岩本橋、浄業寺古塔群、 賀庭寺古塔群 有形文化財（考古資料）武装石人 民俗文化財（無形）野原八幡宮風流
市指定	<ul style="list-style-type: none"> 史跡 四山古墳、三ノ宮古墳 田次郎丸居館址及び古塔群 野原古墳群、月田蒙斎の墓 天然記念物 トキワマンサク自生地 <div style="text-align: center;">  <p>宮崎兄弟の生家</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 有形文化財 （建造物）聖人塚板碑、阿蘇惟富供養碑、 御成門、三ノ宮四方仏、住吉明神石厨子、 専行寺笠塔婆、一部六地藏石塔、 阿弥陀ヶ池阿弥陀如来板碑、 藤原加賀守忠弘銘卒塔婆 （彫刻）大蔵廃寺毘沙門天立像、 賀庭寺近世石造物群、 賀庭寺薬師仏群 （古文書）野原八幡宮祭事簿、氷室家文書 （考古資料）境崎貝塚の岩偶、 大別当A窯出土の陶硯、 四山古墳出土品、立願寺出土の鬼瓦 民俗文化財 （無形）野原八幡宮神事（節頭行事）、 上荒尾熊野座神社神楽

資料：荒尾市教育委員会

(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
文化団体数 (文化協会加盟)	—	35団体	46団体

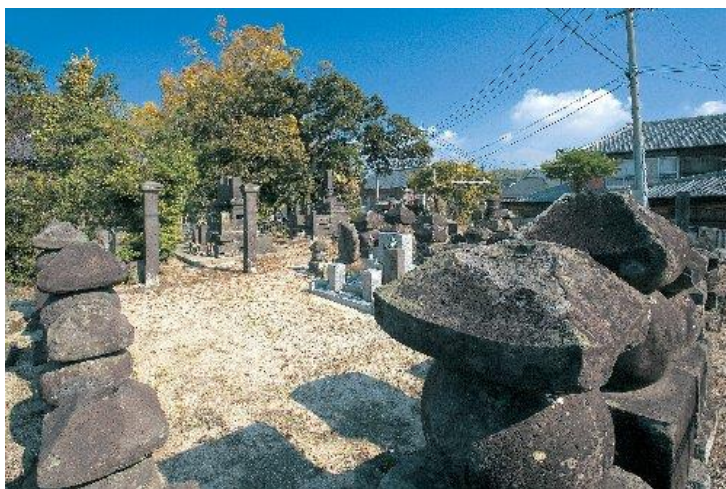
※平成 27 年荒尾市生涯学習課



節頭行事



風流



浄業寺古塔群

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

歴史・文化や景観を守っていこう

【具体的施策】

- ◆ 文化遺産を守っていきます
- ◆ 美しい景観を守っていきます

具体的施策	主体	環境行動
◆文化遺産を守っていきます	市民	文化遺産の調査、保存に協力します。
		歴史を感じさせるものを大切にします。
	事業者	文化遺産の調査、保存に協力します。
		歴史を感じさせるものを大切にします。
	行政	文化遺産の調査、保存に努めます。
		歴史的文化的資源を整備し、守っていきます。

具体的施策	主体	環境行動
◆美しい景観を守っていきます	市民	景観に関する理解を深め、積極的に良好な景観の形成に努めます。
		市が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に参加、協力するよう努めます。
		空き地や空き家は、周辺環境に影響を及ぼすことがないように管理します。
	事業者	事業活動を進めるに当たっては、地域の景観特性を踏まえ、周辺景観に与える影響について配慮します。
		市が実施する良好な景観の形成に関する施策や市民が実施する景観まちづくり活動に積極的に参加、協力するよう努めます。
		空き地や空き家は、周辺環境に影響を及ぼすことがないように管理します。

◆美しい景観を守 っていきます	行政	良好な景観を形成するため、総合的かつ計画的に景観施策を展開します。
		地域の特性を活かした魅力ある景観形成に努めます。
		歴史・文化を活かしたまちなみ形成を図ります。
		地域主体の景観まちづくりへの取組を継続的に支援し、必要な情報の提供に努めます。
		周辺環境に影響を及ぼしている空き地や空き家の対策を検討します。

第3節 限りある資源を大切にす循環型社会を目指そう(ごみ)

基本方針の「限りある資源を大切にす循環型社会を目指そう」を実現するために下記の二つの環境目標(施策の方針)を設定します。

【環境目標】

1. ごみを出さない社会を目指そう
2. ごみは適正に処理しよう



RDF
(ごみ固形化燃料)



出前講座(ごみ講習)



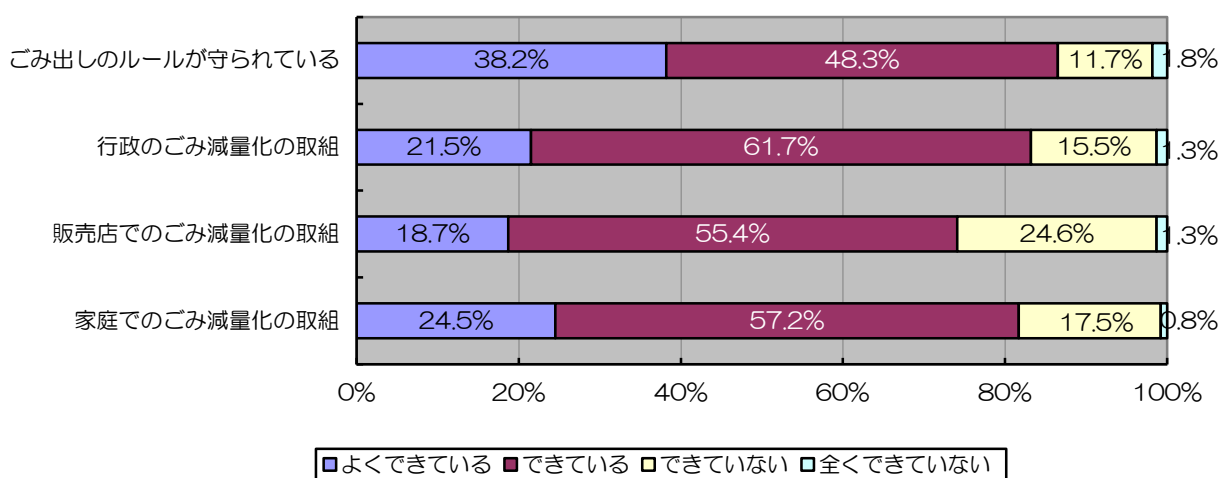
清掃作業

1. ごみを出さない社会を目指そう 《ごみ減量》

私たちが生活していく上で、ごみ問題は避けて通れない課題の一つです。

普段から「リデュース」「リユース」「リサイクル」に気をつけた生活を送り、できるだけごみの出ないような社会をつくる必要があります。

(1) 荒尾市の現在の状況



▲ ごみ減量化の取組状況

市民アンケート調査結果によると、ごみ処理の有料化施行や一部の販売店でレジ袋削減の取組が進められており、販売店のごみ減量化の取組を半数以上の人ができていると感じています。

市民団体であるエコパートナーあらい市民会議は、市内の事業所とレジ袋削減に向けた取組について協議してきました。ごみ減量化のためにはごみの発生を元から断つことが重要ですので、引き続き販売の際の簡易包装やマイバッグ持参を進めていくことが効果的です。

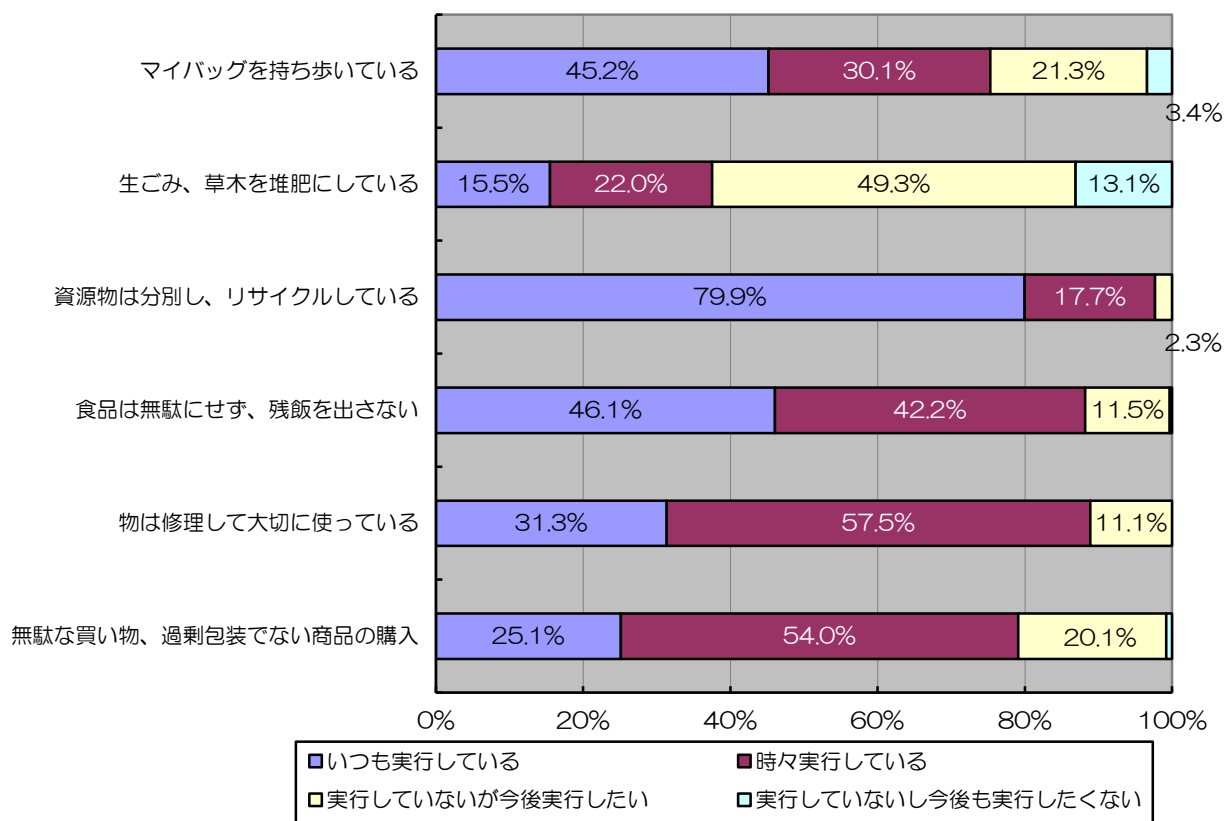
啓発例

リサイクル教室（各地区や学校など）、広報あらい、資料展示（リサイクルセンター[常時]やイベント時など）

住民のごみ分別意識は高いといえますが、ごみ・リサイクルの収集回数について改善を望む声もあり、市民が利用しやすいリサイクル収集について検討する必要があります。

また、フリーマーケットやバザーなどを活用したいと思っているが、どこでどのように開催されているかわからないといった意見も寄せられており、開催情報の紹介などについて検討していく必要があります。

生ごみや草木の堆肥化への取組は、場所や臭いなど利用にあたって問題点もありますが、ごみ減量化への効果はあり、今後も行政として生ごみ処理機購入への補助事業などを継続していくこととしています。また、各家庭からのごみ排出量及び荒尾市全体のごみ排出量の減少につながる、市民団体であるエコパートナーあらか市民会議が行う生ごみを堆肥化する取組（ダンボールコンポスト）を市民に広く周知・啓発し、市民の環境に対する意識を向上させる、更なる取組を検討します。



▲ ごみ問題に対する行動

(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
一人一日当たりのごみ排出量 (家庭系・事業系ごみ/ 荒尾市内総人口)	973g	849g	849g
資源ごみ回収率 (資源ごみ回収量/ 全てのごみ回収量)	19.8%	17.8%	16.3%
生ごみ処理機補助基数 JPS 社式・電気式	55基	17基	10基
ダンボールコンポスト補助基数	(H20) 134基	(H21) 51基	(H25) 57基



(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

ごみを出さない社会を目指そう

【具体的施策】

- ◆ ごみの発生を元から抑えます（リデュース）
- ◆ ものを大切にしてお使いし繰り返し使います（リユース）
- ◆ 資源としての再生利用に努めます（リサイクル）
- ◆ ごみの減量化に努めます

具体的施策	主体	環境行動
◆ごみの発生を元から抑えます（リデュース）	市民	ばら売り、量り売りを利用します。
		長く使える製品や繰り返し使える製品、リサイクルしやすい製品を選んで購入します。
		計画的で無駄のない買い物に努めます。
		包装の必要な際は、簡易な包装を選択します。
		マイバッグ（買い物袋）を持参し、ごみになるレジ袋を減らします。
	事業者	ばら売り、量り売りでの商品販売に努めます。
		ごみ減量化やリサイクルを意識した製品の開発、販売に努めます。
		物品の計画的な購入に努めます。
		包装の必要な際は、簡易な包装をすすめます。
		マイバッグを利用しやすい環境を整備します。
	行政	事務用品等は詰め替え製品を利用します。
		長く使える製品や繰り返し使える製品、リサイクルしやすい製品を選んで購入するよう啓発に努めます。
		物品の計画的な購入に努めます。
		簡易包装やマイバッグ運動の啓発を推進します。

具体的施策	主体	環境行動
◆ものを大切に 繰り返し使います (リユース)	市民	物品は、修理して大切に使います。
		調理の際は、野菜の皮などの廃棄を少なくする（無駄なく使う）エコッキングに努めます。
		消費期限に注意して、無駄のないように使用します。
		食べ物を残したりせず、ものを粗末にしません。
		ベビー用品などの使用期間が限られているものは、リースを活用します。
		不要になったものでまだ使えるものは、フリーマーケットなどに出します。
		リターナブル容器（使用後に回収・洗浄され、そのままの形で繰り返し使用される容器）は、販売店に返したり、市のリサイクルに出します。
	事業者	物品は、修理して大切に使います。
		飲食店などでは、食材を無駄なく使い、廃棄部分を少なくするよう努めます。
		適切な在庫管理を行い、無駄のないように使用します。
		リターナブル容器の回収を積極的に進め、再使用します。
	行政	物品は、修理して大切に使います。
		ものを大切に長く使うよう啓発を行います。
		適切な在庫管理を行い、無駄のないように使用します。
		食材を無駄なく使うエコッキングの普及・啓発に努めます。
		リサイクルショップやフリーマーケットなどの紹介を行います。
		リターナブル容器の販売店での回収を推進します。

具体的施策	主体	環境行動
◆資源としての再生利用に努めます (リサイクル)	市民	家電リサイクルに取り組み、資源として利用できるものは、正しく分別しリサイクルします。
		地域のリサイクル収集に参加・協力します。
		生ごみ処理機器、ダンボールコンポストを活用するなど、生ごみや草木類の堆肥化に努めます。
	事業者	資源として利用できるものは、正しく分別しリサイクルします。
		リサイクルできる容器などについては、販売店での自主的な回収に努めます。
		生ごみが多く発生する事業所では、生ごみ処理機などによる有効活用を図ります。
		剪定枝はチップ化などによる有効利用に努めます。
	行政	家電リサイクル及び資源として利用できるものは、リサイクルを徹底します。
		リサイクルに出す際の正しい分別方法を、分かりやすく知らせます。
		効率的で利用しやすいリサイクルの収集方法や収集回数の検討を行います。
		販売店でのリサイクル回収の実施や取扱品目の拡大を求めています。
		収集日以外のリサイクルセンターでの受入体制の周知を図ります。
		生ごみ処理機器、ダンボールコンポストを活用するなど、生ごみや草木類の堆肥化の有効利用の啓発を図ります。
庁内業務により発生する資源物について、分別及び再利用を行います。		

具体的施策	主体	環境行動
◆ごみの減量化に努めます	市民	3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実行し、ごみにならないように努めます。
		ごみにならないように努めてもごみが出る際は、生ごみは水切りを行い、減量化に努めます。
	事業者	3Rを実行し、ごみにならないように努めます。
		ごみにならないように努めてもごみが出る際は、生ごみは水切りを行い、減量化に努めます。
		ごみ減量に関する計画を作成します。
	行政	3Rを実行し、ごみにならないように努めます。
		ごみにならないように努めてもごみが出る際は、生ごみは水切りを行い、減量化に努めます。
		ごみの量や処理費用などのごみ処理の現状を分かりやすく知らせます。
		ごみ減量化のアイデア募集などを行います。
		ごみの減量化について、家庭や地域、事業者ができる実践方法の啓発に努めます。
		草木類の堆肥化施設などによる減量化対策について検討します。
		効果的なごみ減量化施策を検討、実施します。

2. ごみは適正に処理しよう 《適正処理》

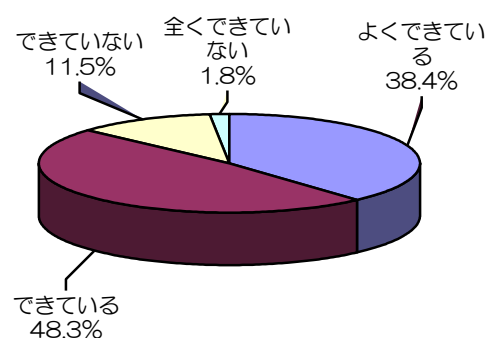
ごみの減量化やリサイクルに取り組んでも、最終的にきちんと処理されなければ、意味がありません。ごみ出しルールを守って排出し、適正に処理されるように促していきます。

(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

ごみ出しのルールについては、全体的には「悪い」という意見よりも「よい」という意見が多いのですが、地域によって大きな差があり、特定のリサイクルステーションでは違反物のごみ出しが常態化しているという意見があります。また、市内には未利用地が点在し、不法投棄も所々に見受けられます。

不法投棄を減らすために、モラルの向上に向けた啓発を行うことも重要ですが、不法投棄を許さないまちづくりを進めていく必要があります。



▲ ごみ出しのルールが守られている



環境パトロールカー

(2) 関連する参考指標

	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
リサイクル回収時違反ごみ量	164トン	80トン	49トン

※平成 27 年 荒尾市環境保全課

【不法投棄禁止の啓発例】

不法投棄の禁止

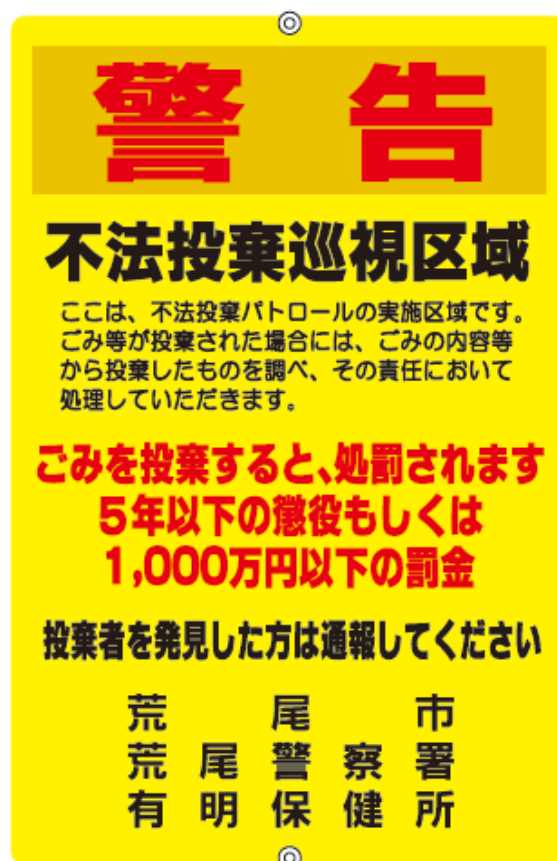
荒尾市では、不法投棄を禁止するため、さまざまな取り組みを行っています。

- 青色回転灯付き車両による監視パトロール
- 不法投棄多発区域への監視カメラ設置
- 啓発看板設置

ごみを投棄すると処罰されます。

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処されます。

法人にあっては、1億円以下の罰金刑を科されます。



(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

ごみは適正に処理しよう

【具体的施策】

- ◆ ごみはルールを守って出します
- ◆ 不法投棄のない環境をつくります

具体的施策	主体	環境行動
◆ごみはルールを守って出します	市民	ごみは決められた日に、ルールを守って出します。
		家電リサイクル対象品目などの廃棄の際は、法律に定められた適正処分を遵守します。
	事業者	一般廃棄物を排出する際は、市のルールに従います。
		産業廃棄物は適正に処理し、業者に依頼した場合は最後の処理まで責任を持ちます。
		家電製品などの適正な処分方法について、消費者に説明を行います。
	行政	廃棄物の適正処理を行います。
		ごみの分別方法やごみ出しルールを分かりやすく知らせます。
		効率的で利用しやすい、ごみの収集方法の検討を行います。
		廃棄物処理施設の適切な施設管理を行い、ごみの受入体制を整えます。
		廃棄物処理に関する法律・条例等が制定・改正された際は、分かりやすく知らせます。

具体的施策	主体	環境行動
◆不法投棄のない環境をつくります	市民	空き缶やタバコのポイ捨てをしません。
		周辺地域の美化に取り組み、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
		不法投棄を発見した際は速やかに通報します。
	事業者	ごみの不法投棄は行いません。
		敷地に柵を設けるなど、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
		不法投棄の監視など行政の施策に協力し、不法投棄を発見した際は速やかに通報します。
	行政	きれいなまちづくりに取り組み、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
		不法投棄をさせないような環境整備や不法投棄を行わないような意識向上について啓発に努めます。
		地域住民や事業者と連携し、不法投棄の監視体制を整え、警察、保健所等と協力してパトロールを強化します。
		不法投棄の通報を受けた際に警察、保健所等と協力し、速やかに対処します。

第4節 良好な環境を次世代に継承しよう（環境教育）

基本方針の「良好な環境を次世代に継承しよう」を実現するために下記の三つの環境目標（施策の方針）を設定します。

【環境目標】

1. 環境について学習しよう
2. 環境にやさしい地域体制を整えよう
3. 地球環境の課題に取り組もう



出前講座（荒尾干潟）



生物教室（岩本橋）

1. 環境について学習しよう 《環境学習》

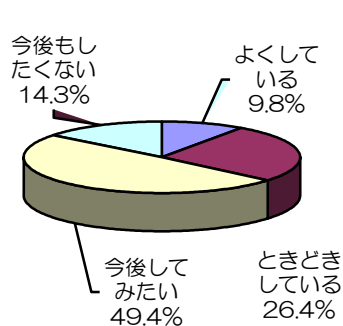
普段から環境情報にふれる機会を増やすことで、環境についての関心を高めることが重要です。

学校や地域、職場での環境学習の推進を図っていきます。

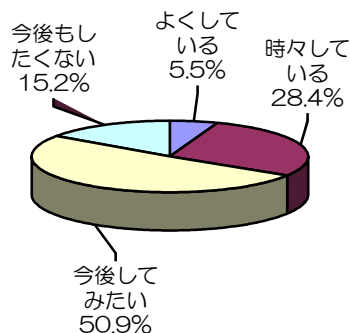
(1) 荒尾市の現在の環境

市民アンケート調査結果によると、学校及び学校以外での環境学習への参加については、「今後してみたい」という意見が多数を占めており、実際には参加できていない状況にあることがわかります。

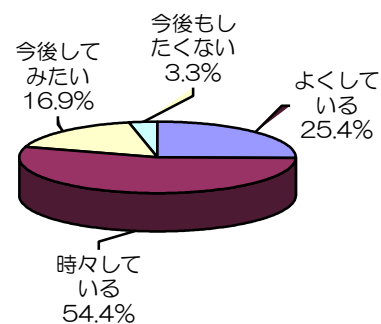
ただし、環境に関する情報を得ている人の割合が比較的多いことから、今後も広報紙やホームページなどを活用した環境学習開催の情報提供を行い、また、環境をテーマにしたキャンペーンやイベントの開催や実施に取り組んでいく必要があります。



▲ 子供が学校で環境について学習できる



▲ 学校以外で環境学習、清掃活動などを行っている



▲ 環境に関する情報を得ている

(2) 関連する参考指標

	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
環境フェスタ来場者数	—	約900人	約200人
干潟の生き物観察会 (荒尾干潟)	—	—	76人
水生生物教室 (関川)	21人	54人	29人

※平成 27 年荒尾市環境保全課

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

環境について学習しよう

【具体的施策】

- ◆ 環境に関心を持てる体制づくりに努めます
- ◆ 互いに学びあえる体制づくりに努めます

具体的施策	主体	環境行動
◆環境に関心を持てる体制づくりに努めます	市民	環境に関するニュースや新聞記事からの情報収集に努めます。
		身近な環境や地域の環境に関心を持ちます。
		事業者や行政の環境保全に関する活動に関心を持ち、情報収集に努めます。
	事業者	環境情報を収集し、環境に関する意識・知識の向上に努めます。
		環境保全に関する活動について積極的に情報を発信します。
	行政	環境情報を収集し、環境に関する意識・知識の向上に努めます。
		地域の環境活動や地域環境についての情報を収集し、情報を発信します。
		荒尾市の環境についてまとめた報告書を作成し、公表します。
		広報紙、ホームページなどを活用した市民に分かりやすい情報発信に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆互いに学びあえる体制づくりに努めます	市民	「環境出前講座」などの環境学習制度の活用により、地域での環境学習会を実施し、参加します。
		環境フェスタなどの環境に関するイベントに参加します。
		工場やごみ処理施設などの施設見学会に参加します。
		エコパートナーあらか市民会議の活動など協働での環境取組に参加します。
	事業者	環境出前講座などの環境学習制度の活用により、職場での環境学習会を実施し、参加します。
		環境フェスタなどの環境に関するイベントに参加し、イベント開催に協力します。
		工場などでの環境への取組を紹介する施設見学会を実施します。
		エコパートナーあらか市民会議の活動など協働での環境取組に参加します。
	行政	環境学習に関する人材の登録制度を構築し、環境学習の推進を図ります。
		地域や職場での環境学習会に職員等が出向く「環境出前講座」や県の「動く環境教室」などの環境学習制度の利用を促進します。
		こどもエコクラブや水生生物調査などの体験学習の充実を図ります。
		職場における環境に関する研修会の実施に努め、職員の資質向上に努めます。
		環境フェスタなどの環境に関するイベントの充実を努めます。
		ごみ処理施設やリサイクルセンターなどの見学会を実施します。
		エコパートナーあらか市民会議などと連携し、市民、事業者と協働による環境活動に取り組みます。



可燃ごみ中継基地 施設見学
(リレーセンター東宮内)

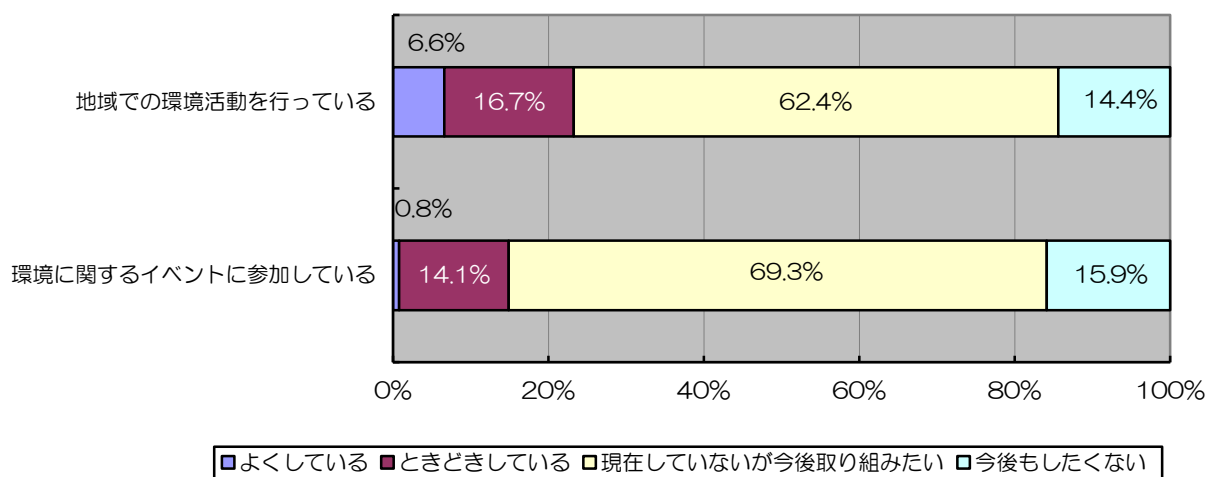
2. 環境にやさしい地域体制を整えよう 《環境にやさしい地域体制》

環境への取組を効果的に進めるためには、一人ひとりの取組を地域へ広げていくことが大切です。事業者の環境にやさしい取組を推進するとともに、市民・事業者・行政の「協働」の取組を図っていきます。

(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

地域での環境活動や環境に関するイベントに対しては、現在は参加していないが今後は参加したいと思っている市民が多数を占めています。今後は、今まで参加していなかった人の参加を増やすため、情報を得る機会を増やしたり、活動団体の紹介や活動団体間の情報交換などを推進していく必要があります。



▲ 環境保全活動への参加

(2) 関連する参考指標

	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
環境保全活動取組実施団体数 (各地区協議会)	4団体	11団体	12団体
学校版環境ISO 取組校数	17/17校	14/14校	13/13校

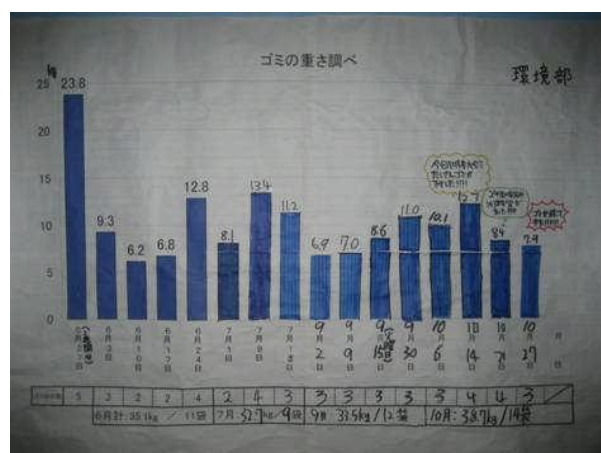
※平成27年荒尾市くらしいきいき課、教育委員会



元気づくり事業の取り組み



学校版環境ISOの取り組み



(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

環境にやさしい地域体制を整えよう

【具体的施策】

- ◆ 地域組織の環境活動の輪を広げていきます
- ◆ 事業活動での環境にやさしい取組を推進します

具体的施策	主体	環境行動
◆地域組織の環境活動の輪を広げていきます	市民	地域での環境活動に参加します。
		町内会や婦人会などの地域組織での環境活動を実施します。
		地域組織間での情報交換を行い、連携した取組を進めます。
	事業者	地域の環境活動に参加・協力します。
		掲示板などで各地域の環境活動の取組を紹介し、情報の共有化に協力します。
	行政	地域での環境活動に取り組みやすい体制づくりに協力します。
		各地域の環境活動の取組を紹介する場を設けるなど、情報発信に努めます。
		地域組織や環境活動団体の連携した取組が行えるように、地域ネットワークを構築し、情報の共有化を図ります。

具体的施策	主体	環境行動
◆事業活動での環境にやさしい取組を推進します	市民	グリーン購入（環境にやさしい製品の購入）に努めます。
	事業者	環境にやさしい製品の製造・販売に努め、自らも利用します。
		環境に配慮した販売店・事業所づくりに努め、環境活動に取り組みます。
		事業活動が与える環境への影響を把握し、環境への負荷を少なくするための環境マネジメントシステムの構築に努めます。
	行政	環境にやさしい製品の購入に率先して取り組み、グリーン購入を推進します。
		事業者の環境活動事例の紹介などを行い、環境活動の推進を図ります。
		市の事業活動による環境への影響を少なくするためのあらおエコオフィスの取組を充実させることで、環境マネジメントシステムの強化に努めます。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。

環境汚染物質等の削減

環境や人の健康に影響を与えるような物質（有害化学物質など）の使用が少ないもの

長期間使用可能

丈夫で長く使用できるもの
修理や部品の交換が容易にできるもの

省資源・省エネルギー

製造・流通段階や使用時において、資源やエネルギーの消費が少ないもの

再使用可能

ビールビン、一升ビンなどのようにそのままの形で繰り返し使用できるもの

再生材料等の利用

古紙や再生プラスチックなどのリサイクル材料を使用したもの

リサイクル可能

素材ごとに分解・分別が容易で、リサイクルがしやすいもの

3. 地球環境の課題に取り組もう <<地球環境問題>>

産業の発達により地球温暖化や酸性雨といった地球規模の環境問題が深刻になっています。持続可能な社会を目指して、一人ひとりができることから取り組んでいく必要があります。

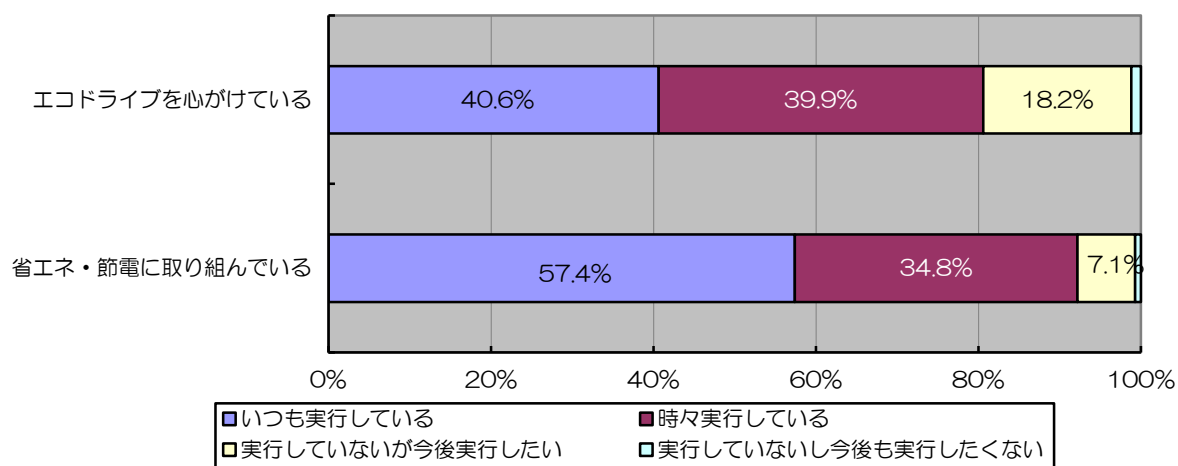
(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

省エネルギーに対する取り組みでは、9割以上が「いつも」又は「ときどき」実行しているとしており、省エネルギーに関する意識は高いといえます。

また、エコドライブについても現在実行している人、今後実行したいと思っている人が大多数です。

原子力発電所の稼働停止以降、節電及び省エネルギーに対する市民の意識は大きく高まり、行動をともなったものとして日常生活に浸透しています。また、アイドリングストップやエコドライブについては、技術の進歩もありこれらに対応した自動車が出てきていますが、「省エネルギーに取り組むにはコストがかかる」との意見もあり、コスト面を含めた適切な支援の検討や啓発を行う必要があります。



▲ 省エネルギーへの取組

(2) 関連する参考指標

温室効果ガス排出量	計画策定時 (H17)	(H22)	(H26)
市関連施設	6,182 トン-CO ₂	5,509 トン-CO ₂	4,675 トン-CO ₂

(資料：平成 27 年荒尾市環境保全課)

温室効果ガス排出量	H2	H19	H20	H21	H24
荒尾市全体	235 千トン-CO ₂	274 千トン-CO ₂	264 千トン-CO ₂	263 千トン-CO ₂	281 千トン-CO ₂

(資料：環境省ホームページ)

(3)それぞれの環境行動

【環境目標】

地球環境の課題に取り組もう

【具体的施策】

- ◆ 地球温暖化対策に取り組みます
- ◆ 酸性雨やオゾン層破壊などの対策に取り組みます

具体的施策	主体	環境行動
◆地球温暖化対策 に取り組みます	市民	家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を選択して購入します。
		太陽光発電などの自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。
		家庭における省エネルギー行動の実践に努めます。
		環境家計簿を活用することで、家庭のエネルギー使用量などを把握し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減に努めます。
	事業者	設備の新設、変更の際は、省エネルギー型製品を導入します。
		太陽光発電などの自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。
		職場における省エネルギー推進の体制を整え、省エネルギー行動の実践に努めます。
		エネルギー使用量などを把握し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆地球温暖化対策 に取り組みます (つづき)	行政	設備の新設、変更の際は、省エネルギー型製品を導入します。
		太陽光発電などの自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。
		太陽光発電などの普及啓発及び補助制度等のPRに努めます。
		職場における省エネルギー推進の体制を整え、省エネルギー行動の実践に努めます。
		エネルギー使用量などを把握し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減に努めます。
		荒尾市全域での計画的な省エネルギーの推進を図ります。
		地球温暖化に関する情報を積極的に提供し、地球温暖化防止に荒尾市全域で協力して取り組む仕組づくりに努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆酸性雨やオゾン層破壊などの対策 に取り組みます	市民	酸性雨の原因となる自動車の排気ガスを減らすため、環境にやさしい運転や低公害車の利用に努めます。
		オゾン層を守るため、フロンガスを使用したエアコン・冷蔵庫などの廃棄時には、家電リサイクル法に基づき適正処分を遵守します。
	事業者	酸性雨の原因となる自動車や工場からの排出ガスの削減に努めます。
		家電リサイクル法による適正処分を消費者に説明します。
		フロンガスの回収・適正処理を徹底します。
	行政	酸性雨の原因となる自動車や公共施設からの排出ガスの削減に努めます。
		家電リサイクル法による適正処分の啓発、指導を行います。
		酸性雨、オゾン層破壊などの地球環境問題に対する取組の啓発に努めます。

第5章

計画の推進と進行管理



第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制

行政内部の組織である「荒尾市環境推進会議」が中心となり、本計画に基づく環境施策・事業を推進するとともに、市民・事業者への計画の実行を図るよう誘導していきます。また、本計画の総合的かつ計画的な推進のため、計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価、そして計画の見直しを行います。

外部の組織として、学識経験者、市民、事業者の代表などで構成する「荒尾市環境審議会」では、本計画に係る施策・事業の評価や計画の見直しなどについての意見・提案を行います。

また、本計画は行政だけでなく市民・事業者が主体となって取り組むべき計画であるため、第4章第4節の環境行動であげている「地域ネットワーク」の整備を進め、取組推進の基盤をつくった後に、市民・事業者で構成する推進組織を設置して効果的な推進を図っていきます。

平成18年6月に行政・市民・事業者で構成する推進組織としてエコパートナーあらお市民会議が設立され、荒尾市の環境行政の推進にあたっています。

荒尾市環境推進会議・・・副市長、各部長で組織する行政内部の組織で、本市の環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置しています。

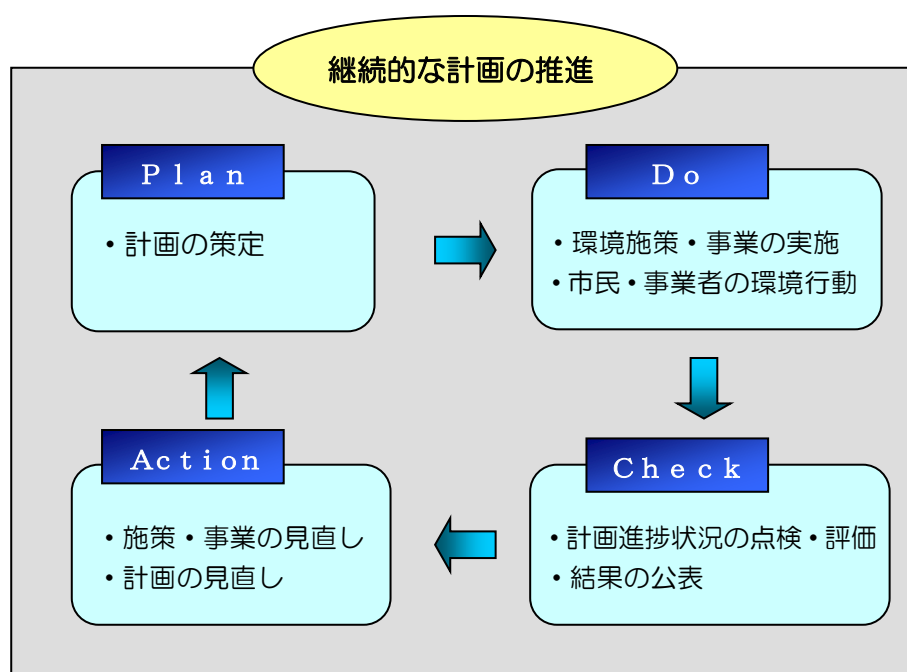
荒尾市環境審議会・・・学識経験者、市民、事業者の代表などで組織し、本市の環境に関する重要事項について審議し、意見・提案を行います。

第2節 計画の進行管理

1. 進行管理の考え方

本計画では、継続的な推進を図っていく必要があることから、環境マネジメントシステムの考えを採り入れて、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

- P …… Plan (計画の策定)
- D …… Do (実施・運用)
- C …… Check (点検・評価)
- A …… Action (計画の見直し)



2. 計画の進捗状況の点検・評価

計画の進捗状況を点検・評価する際には、結果が数値として毎年把握できるものと数年周期で効果を判断するものがあります。大気・水質の調査結果やごみ排出量などの環境関連部門において、毎年結果を把握できるものについては、データを整理して広く公表します。

また、社会的な情勢の変化や科学的見地の進展などを踏まえて、行政内部及び外部の組織において点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

第3節 関係機関・関連計画等との連携

1. 国・県・周辺市町村との協力・連携

現在の環境問題は、地域的なものから広域的なものとなっており、周辺市町村や県、国との協力・連携のもとに取り組んでいきます。また、地球温暖化などの地球規模の問題に対しては、一自治体としての責任を果たし、本市にできることから取り組みます。

2. 関連計画や関連制度への反映・調整

本計画は、環境行政に関するマスタープランとなるものです。関連する計画や条例などに本計画の考え方・方針を十分に反映させることが求められます。既に策定済みの計画などについては、見直しの際に本計画との十分な調整を図るものとします。

3. 実施計画

本計画は、環境行政全般の基本的方針を定めたものですが、具体的な施策の実施については、各部門の計画を実施計画として推進していきます。本計画の実施計画に当たるものとしては、以下のような計画が該当します。

- ごみ処理基本計画
- 荒尾市生活排水処理基本計画
- 荒尾市地球温暖化対策実行計画

第4節 財政措置

本計画に示した施策・事業を推進していくために、計画的な財政的措置に努めるものとします。

資料編



市の魚：マジャク

1. 荒尾市環境基本条例

○荒尾市環境基本条例

平成18年3月22日条例第1号

荒尾市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下で協力して取り組んでいくことにより、都市と自然が調和する環境にやさしい共生の都市づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念により、環境の保全を図るものとする。

- (1) 市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができない良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承する。
- (2) 人と自然がより良い共生を図り、地域における多様な生態系及び自然環境を保全する。
- (3) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展する社会を構築する。

(4) 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として、すべての事業活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に取組を行う。

(5) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務と公平な役割分担の下に協働することにより、自主的かつ積極的に取組を行う。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら事業を実施するときには、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全に対する取組を支援する責務を有する。

3 市は、広域的に環境を保全するため、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努める責務を有する。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うときには、これに伴って生ずる公害を防止し、その他の環境への負荷の低減に積極的に努める責務を有する。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、第3条に規定する基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう努めること。

(2) 都市活動に伴う騒音、振動、悪臭その他環境の汚染を防止し、並びに緑化及び環境美化を推進し、住環境が快適な状態に保持されるよう努めること。

(3) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に努めること。

(4) 野生生物の生息場所又は生育環境に配慮するとともに、生態系の多様性の確保その他豊かな自然環境の保全に努めること。

- (5) かけがえのない貴重な資源である地下水の保全に努めること。
- (6) 歴史的及び文化的な遺産を保存し、及び活用し、伝統と文化の継承に努めること。
- (7) 地球温暖化の防止その他の地球環境保全の推進に努めること。
- (8) 市民及び事業者の環境の保全に対する理解と意欲を増すため、自発的な活動の促進及び環境教育の推進に努めること。
- (9) 市民、事業者及びこれらの者が構成する団体（以下「団体等」という。）との協働により、環境の保全の効果的な推進に努めること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、荒尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときには、あらかじめ団体等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、荒尾市環境審議会条例（平成6年条例第3号）に規定する荒尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図るものとする。

（情報の公表）

第10条 市長は、本市の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策を定期的に公表しなければならない。

（施策の推進体制の整備）

第11条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策が効果的に推進されるよう、団体等の体制づくりと連携に努め

るものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2. 荒尾市環境審議会

(1) 荒尾市環境審議会条例

○荒尾市環境審議会条例

平成6年3月30日条例第3号

改正

平成17年12月28日条例第43号

平成22年3月25日条例第1号

荒尾市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に荒尾市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市における環境の保全に関する基本的事項その他法に基づく施策等及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく費用負担計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 会長又は部会長は、必要と認めるときは議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 荒尾市公害対策審議会条例（昭和43年荒尾市条例第38号）は、廃止する。

附 則（平成17年12月28日条例第43号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 荒尾市環境審議会委員名簿（第2次計画策定）

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	安藤 学	九州看護福祉大学 副学長
	冨永 伸明	有明工業高等専門学校教授
	中田 晴彦	熊本大学大学院准教授
事業者代表	蓮本 英治	荒尾商工会議所 1号議員
	矢野 浩治	荒尾漁業協同組合 組合長
	桑原 英司	第一紡績株式会社 職能本部長
市民代表	迎 洋美	熊本県地球温暖化防止活動推進員
	田島 衆一	エコパートナーあらか市民会議 会長
	坂田 尚子	女性ネットワーク荒尾 会長
	河部 啓宣	荒尾市地区協議会会長会 会長

3. 荒尾市環境推進会議

○荒尾市環境推進会議設置規程

平成16年 8月17日訓令甲第18号

改正

平成17年 5月13日訓令甲第10号

平成17年 9月30日訓令甲第16号

平成18年 3月31日訓令甲第 7号

平成18年 9月20日訓令甲第13号

平成19年 3月30日訓令甲第 6号

平成22年 3月31日訓令甲第 7号

平成25年 3月29日訓令甲第 6号

平成27年12月28日訓令甲第21号

荒尾市環境推進会議設置規程

(設置)

第1条 荒尾市の環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、荒尾市環境推進会議
(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議又は総合的な調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) ごみの有料化に関すること。
- (3) その他環境行政に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は副市長をもって充て、副会長は市民環境部長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係職員等に会議の出席を要請し、説明又は意見を求めることが

できる。

(専門委員会)

第5条 推進会議に、専門的な事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

(市民等の意見及び提案)

第6条 推進会議は、必要に応じ市民、事業者等からの意見及び提案を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年8月17日から施行する。

附 則 (平成17年5月13日訓令甲第10号)

この訓令は、平成17年5月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月30日訓令甲第16号抄)

1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令甲第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月20日訓令甲第13号)

この訓令は、平成18年9月20日から施行し、改正後の(中略)荒尾市環境推進会議設置規程(中略)の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日訓令甲第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令甲第7号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令甲第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日訓令甲第21号)

この訓令は、平成28年1月4日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長

市民環境部長

総務部長

保健福祉部長

建設経済部長

教育部長

4. 用語の解説

ア行

●ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が作成した環境マネジメントシステムに関する国際基準規格のこと。企業や団体が、環境方針、目標、計画及びその実施体制を定め、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、環境改善を自主的に推進していくもの。

●アイドリングストップ

大気汚染防止や地球温暖化防止のため、人を待つ時などの駐停車時や信号待ちの間に、自動車のエンジンを止めることをいう。近年は環境意識の高まりや自動車排出ガス規制を受け、自動的なアイドリングストップ機構を持つ車種も増えている。

●アスベスト（石綿）

繊維 1 本の細さは大体髪の毛の 5,000 分の 1 程度の細さである。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、「奇跡の鉱物」として重宝され、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等、様々な用途に広く使用されてきた。しかし、空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると肺がんや中皮腫の誘因となることが指摘されるようになった。

●荒尾市生活排水処理基本計画

本市の生活排水の処理に関して、生活排水処理施設整備の基本方針及び意識の高揚を図るための啓発活動の基本方針などを定めている。

●荒尾市地球温暖化対策実行計画

本市自らが循環型社会の構築に積極的に取り組むことにより、事業者、市民等に対して環境保全に配慮した行動を促し、温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷の低減を図ることを目的としている。第 1 期、第 2 期の計画期間では、温室効果ガス削減目標を達成し、現在は第 4 期（平成 27 年～31 年度）の計画期間で取り組みを進めている。

●荒尾地域硝酸性窒素削減計画

荒尾地域における硝酸性窒素による地下水汚染対策を総合的かつ計画的に推進するために熊本県が策定したもので、熊本県環境基本計画を地下水汚染防止の面から推進する部門別計画にあたる。

●RDF

ごみ固形燃料のこと。家庭から排出される可燃ごみを破碎・乾燥・選別・圧縮成形してつくる。乾燥し減容化するため、悪臭や腐敗を抑えられ、輸送や貯蔵がしやすいという特徴がある。また、安定して高温で燃焼ができるので、ダイオキシン類の低減を図ることができる。

●エコパートナーあらか市民会議

荒尾市市環境基本計画に基づき、市民、事業者、民間団体及び市等が協働して環境に配慮した行動を推進し、地域の良好な環境の保全と創造を目的として平成18年6月に設立された。

環境に配慮した市民生活や事業活動の情報収集、環境に配慮した地域づくりの支援、環境イベントの開催等の事業を行っている。

●温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放熱して地表面の温度を高める効果をもつガスをいう。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

力行

●外来種（外来生物）

日本在来の生物ではなく、本来の生息地から人間が移動させた種のことを指す。外来種が自然生態系に与える影響としては、他の種の捕食や生息場所を奪う等で在来種を圧迫し、生態系をかく乱すること、近縁在来種等との交雑による遺伝的汚染がある。

●外来生物法

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的に制定されている。

●合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より河川水質へ与える影響は小さい。

●環境家計簿

家庭のエネルギー使用量から地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量を求め、記録するための家計簿。記録を続けていくことで、日常の生活様式を見直し、環境への負荷が少ない生活への改善が期待される。

●環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える悪影響を少なくするため、環境に関する方針を自ら設定し、その実現に向けて行う計画・実行・評価の一連の手続きのこと。代表的なものに ISO14001 がある。

●グリーン購入

製品やサービスの購入の際、価格、機能、品質だけでなく「環境」の視点から、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

平成 13 年 4 月からはグリーン購入法が施行され、国等の公的機関には環境負荷の低い製品・サービスを調達することが義務づけられ、地方公共団体にも努力義務が課せられている。

●グリーンカーテン（緑のカーテン）

植物を建物の外側に生育させ、日差しを遮り、室内温度の上昇を抑え、植物の蒸散作用により、周囲を冷やす効果を図る省エネルギー手法の一つである。環境省の学校等エコ改修・環境教育モデル事業の一環としてグリーンカーテンを導入する学校もある。

●光化学オキシダント

光化学スモッグの原因物質で、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される強酸性物質の総称。目がチカチカする、のどが痛くなるという人体への影響の他、植物にも影響を与える。

●こどもエコクラブ

次世代を担う子ども達が、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援することを目的として、環境省が平成 7 年度から小・中学生を対象として開始した事業。現在は、(財)日本環境協会の事業として引き継がれ、幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである。

●ごみ処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定される計画で、計画的なごみ処理を推進するための基本方針、ごみの発生から最終処分に至るまでの基本的事項、具体的な施策などを定めている。

●再生可能エネルギー

自然界の現象に由来し、利用される以上の速度で補充されるエネルギーの総称。例として、太陽光、風力、地熱、バイオマス等がある。持続可能な低炭素社会の実現に向けて、普及を促進する必要がある。いわゆる新エネルギーもこれに含まれる。

●3R

ごみを減らすための取組である「Reduce（リデュース）」、「Reuse（リユース）」、「Recycle（リサイクル）」の略称。第1にごみになるものを持ち込まない（リデュース）、第2にものを大切に使う（リユース）、第3に資源として再利用する（リサイクル）。

「Refuse（リフューズ）」いらぬものを断る、「Repair（リペア）」修理する、を分けて「4R」、「5R」という場合もある。

●COD（化学的酸素要求量）

海水や河川水などの有機汚染物質等を酸化剤で酸化するときに必要とされる酸素量のこと、数値が大きくなるほど水が汚れていることを意味する。

●硝酸性窒素

畜産糞尿の不適切処理や化学肥料の過剰施肥、生活排水などが汚染原因といわれ、乳幼児等ではメトヘモグロビン血症（血中酸素欠乏）を引き起こす可能性がある。

●生物多様性

生物多様性とは、生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していることを指す。生物多様性の定義には様々なものがあるが、生物多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生育の場の如何を問わない。）の間の変異性を言うものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

日本国内法として、2008年（平成20年）6月6日に生物多様性基本法が公布・施行され、生物の多様性を将来にわたり確保するための国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確に定め、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。

夕行

●ダイオキシン類

意図して製造・使用される化学物質ではなく、他の化学物質の製造や物の燃焼などに伴って生成される有機塩素化合物。青酸カリの1万倍の急性毒性があり、高い発がん性があると報告されている。

●多自然型工法

河川・水路の治水・利水機能の確保に加えて、自然性豊かな環境に配慮し、生態系の保全・創造までを目的として含んだ川づくりの工法。

●地球温暖化問題

地球の気温が急激に上昇し（2100年までに1.4~5.8℃上昇と予測されている）、さまざまな気候変動が生じる現象で、その原因は、人間の活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスである。このまま進行すると、海面上昇による土地の水没や生物種の絶滅を始め深刻な影響が出てくると予想されている。

●低公害車

従来のがソリン車、ディーゼル車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出ガスの量が少ない自動車。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがある。

●デポジット制

預託金払戻制度ともいい、例えば缶やビン入りの飲料水を買う際に、販売業者は預り金を価格に上乗せして売り、購入者が空き缶、空きビンを持ってくれば預り金を返すしくみ。

●トキワマンサク

春に白い花を咲かせる常緑樹で、日本では3ヶ所しか自生が確認されていない。小岱山のふもとに自生しており、熊本県希少野生植物に指定されている。

八行

●BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要な酸素量のことで、水の汚れを示す指標として使われている。この数値が大きくなるほど、水質が汚れていることを意味する。

●光害（ひかりがい）

屋外照明器具から発する光のうち、目的の照明範囲の外に漏れる光によって起こるさまざまな悪影響のこと。具体的には、居住者・運転者・歩行者への不快な影響、動植物への悪影響、夜空の明るさへの影響などがあげられる。

平成 16 年 10 月から光害の防止に関する県条例施行。

（サーチライト、レーザー等による特定物以外への照射を禁止）

●微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粉じんのうちで、粒子径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。粒子径が小さいことから肺の奥深くまで入りやすく健康への影響が懸念されている。発生原因としては、ディーゼル排ガス等の人工的な要因の割合が高いとされる。

●浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうちで、粒子径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。浮遊粉じんとは、空気中に浮遊する粒子で、ものの燃焼によるばいじん、ものの機械的処理や堆積物の飛散による粉じん、大気中の二酸化硫黄などをいう。

●放射性物質

放射能（原子核が崩壊して放射線を出す能力）を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、のような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質を指す。

マ行

●万田坑

万田坑は、三井が総力を挙げて整備した、わが国最大規模の豎坑。明治から昭和にかけて日本の近代化に大きな役割を果たした。昭和 26 年に採炭を中止したが、平成 9 年の三池炭鉱閉山までは、炭鉱全体の坑内管理の役目を担っていた。平成 10 年に国重要文化財、平成 12 年に国史跡として指定された。平成 27 年 7 月、万田坑を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、ユネスコの世界文化遺産に登録された。

ラ行

●リターナブル容器

使い終わった後、回収・洗浄され・そのままの形で繰り返し使用される容器。ビールびん、一升びんなどが代表的なもの。

●レッドデータブック

種の絶滅を防ぎ、生物の多様性を維持するために、どの種が絶滅の危機に瀕しているかを把握し、絶滅に迫りやる要因を解析した上で対策を講じることを目的として、絶滅の危機に瀕している動植物種をリストアップしたもの。

●ラムサール条約

湿地の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、昭和46年に制定され昭和50年に発効した。昭和55年以降、定期的に締約国会議が開催されている。日本語での正式題名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。昭和46年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択され、開催地にちなんで一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。



第 2 次荒尾市環境基本計画

平成 2 8 年 3 月 発行

発行：熊本県 荒尾市 市民環境部 環境保全課

住所：864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

TEL : 0968-63-1386 FAX : 0968-63-1376

E-mail : kanpo@city.arao.lg.jp

URL : <http://www.city.arao.lg.jp>